

平成20年（2008年）紀北町6月定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成20年6月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年6月19日（木）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し



(午前 9時 30分)

---

**議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君、11番 入江康仁君より、所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

**議長**

次に、報告をさせていただきます。

昨日、本会議終了後、執行部より議員説明会の開催依頼がございました。本日、各議員に通知を配布させていただいておりますが、日時については6月20日、定例会終了後、別館大会議室において開催いたします。

事項については、長島港からの石材積み出しについてであります。多忙な折とは存じますが、出席方よろしく願い申し上げます。

以上で、報告を終わります。

**議長**

それではこれより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

( 議 事 日 程 朗 読 )

**議長**

それでは日程に従い議事に入ります。

---

日程第1

## 議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

14番 中本 衛君

15番 中津畑正量君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

## 議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日は、通告者のうち残り 7 名の一般質問を行いますので、ご了承ください。

議員の発言時間は30分以内として運営いたします。持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

政策面に対立した場合、熱心さのあまり無礼な言葉や他人の私生活にわたるような不穏当発言や、議長の許可を得ずに不規則発言されることが度々見受けられます。議場での発言は内容によっては会議規則第54条の規定により、いろいろな制限がございますので、十分注意くださるようお願い申し上げます。

なお、一般質問において、要望やお礼の言葉を述べられる方がありますが、そのような不適切な発言は十分注意してください。

執行部におかれましては、資料などは十分に準備していただき、議員の質問に対しての答弁は的確に、また答弁漏れのないようお願い申し上げます。

一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

なお、質問の方法については、まず最初に登壇し、通告した事項すべてに対して質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、15番 中津畑正量君の発言を許します。

15番 中津畑正量議員

皆さん、おはようございます。議長の許可を得まして一般質問をいたします。

私は、1点に絞って漁業振興について、町長の所見をお伺いいたします。

去る5月16日、大紀町錦において日本共産党南部地区委員会主催の漁業振興について考える懇談会を行いました。これには紀北町や大紀町、南伊勢町から50数名の漁業者、漁業に従事している主婦等が参加されまして、漁業や農林業が国や地域文化に多面的な役割を果たす重要な産業であり、今、頑張っている人が漁業を続けられるように、施策が今ほど必要なときはないということで、基調報告がありまして、輸入制限や魚価の安定策、後継者対策など具体的に紹介し、現場の声を反映した漁業政策への転換へ協同を呼びかけたところでございます。

また、参加者からは、あとで参加者の声をご紹介をいたしますけれど、燃料も漁具も皆上がっているのに、魚価が下がっている。これでは息子に跡を継げとは言えないなど、深刻な実態が次々と出されまして、道路より漁業にお金をとということで、漁業が続けられるよう政策転換を求める声が強く出されたところでございます。

これについて、町長の漁業に対する振興策、そういうものをお聞きして、順次詳細については自席で質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

おはようございます。中津畑議員の質問にお答えします。

議員が言われますように、私も水産業は町の重要な産業の1つであると認識しております。

しかしながら、全国でも有数の水揚げを誇った当町でしたが、昭和50年代をピークに水揚げは減少しており、近年の健康志向、及び近隣諸国の魚食文化の高まりの影響を受け、水産物の需要は高まりつつあるものの、魚価の低迷、漁業従事者の高齢化や担い手不足、加えて水産資源の悪化から厳しい状況が続いています。

また、それに拍車をかけるように、燃油価格の高騰が深刻な影響を与えております。今、懸命に漁業を続けておられる方々を支援し、これからもこの地域を支える重要な産業としてあり続けるようにしていくことは、行政の重要な役目ではないかと考えております。

そこで、水産振興を図るために何をどうすべきかですが、まずはその基礎となる漁業生産基盤としての漁場の整備が重要であると考え、整備を進めているところでございます。また、漁場環境の保全については、啓発活動を通じ漁業者と一緒に取組み、藻場造成など

もあわせて行うことで、豊かな漁場づくりを促進しております。

次に、水産資源の回復と保護では、種苗放流による水産資源の回復に努めておりますが、今後は、資源の適正管理による資源保護を漁業者にご理解いただきながら、さらに進めてまいりたいと考えております。そのことが、水産物の安全安心な提供を促進させ、水産物のブランド化などによる高付加価値化にもつながるものと考えます。

後継者対策としては、平成19年度から水産スクールなどを開催しておりますが、地域にある資源の素晴らしさや漁業の魅力を地域の多くの子どもたちに知ってもらうこと、また他域にも同様に周知することにより後継者の育成確保に努めてまいります。

また、漁業就業者においても生きがいをもって安全・安心のもと、漁業に従事できるよう漁業協同組合の組織強化のための支援も続けてまいります。

ところで、急激に漁業用燃油価格が高騰しておりますが、私も最近よく漁業者から、漁に出れば出るほど赤字だといった声を聞いております。このように漁業経営は非常に深刻な状況に立たされていますが、一方で、燃油価格は、世界的な石油需要の増加などから長期的にみても高止まりの状態が続くことが予測されております。このような環境の下、国では、燃油コスト削減のための協業化や新技術の導入による省エネ型漁業への転換を積極的に行うものに対して、いくつかの支援策を打ち出しておりますので、町としても情報の収集に努め、いろいろとお手伝いができるようにしていきたいと考えております。

議員がご提案されました漁業者との対話を積極的に行いながら、何か水産振興のための打開策が出てくれば、前向きにそれに取り組み、水産振興を図ってまいりたいと考えております。

## 議長

中津畑正量君。

## 15番 中津畑正量議員

町長の今のお答えでですね、私このあとのほうで質問する事項がほとんど何も書いて通告もしてないのに答えられておるといのは、やっぱり現状把握ができているんだなという感もいたします。ただ、この懇談会の中でですね、漁師をされている方のいろんな業種があるんですが、その生の声の一旦をちょっとご紹介をさせていただきます。言葉はやっぱり漁師言葉でもあるのでですね、正確に伝えたいということからちょっと読み上げて紹介させていただきます。

参加者からの発言の中身としては、「わしも15年ばかり前に組合の責任を持っていたが、

そのときには漁業者が 130名おった。現在もう30名切れる状態や、なぜこういう結果になるかということは一目瞭然やと思う。魚価は安い、餌は高い、後継者不足、もう三拍子揃っている。来るとこまで来ているんだ」というような発言もありました。

しかも、何人か随分時間を少し9時を回っても発言が続いたように、漁法の伝承等も非常に心配されております。網の伝承、漁法の伝承なんかをなかなかこれからは難しくなる。お年寄りがもう高齢化によってですね、漁業できなくなる。若い人がそれについて魚のとり方を伝えるにも伝えられないことを、非常に心配されておる方もおられました。

もう1つは、「わしの経験から見ると、30年前と今では物価はものすごく上がっておる。石油も漁具も上がっておるのに魚価は安い」さきほどの言葉とよく似ているんですが、「それでも子どもたちに跡を継げいうのはもう野暮やと、子どもたちに跡を継げとはもうよう言わない」というような発言も出ております。

それで、奥さんからこういう声が出ております。「私はまず海の汚染だと思います」と、「石けんと合成洗剤との違い、合成洗剤を2ヵ月使って流すと、流れていった下がヘドロになります。熊野灘漁協が販売している粉石けんを使うと全然なりません」町長もよく知っておられると思うんですが、長島漁協も一時ママレモンが非常に出回ったときに、これは有害だということで、かなりこのママレモンの追放、合成洗剤の追放ということで、海を守ろうとしている婦人部の姿が相当活発に行われたことも思い出します。

それから、南伊勢町から来た漁師の方、「国の漁業に対する政策、全然無力で、これでは皆倒れて死になさいよというような政策しかとって来ていませんから、良くなるはずがないと思います。その原因として魚価の低迷と言われましたけれども、20年前に 1,000円していたタイが今は 600円、そんな馬鹿な話はないですよ。コストが 700円かかるんだったら、800円の価格安定を図る政策は絶対大事です。それをしない限り生き延びる道がないんです。どうして魚の値段が安いのに飼料が高くなるんでしょう」そのように話がされておりました。

あと2つほどご紹介いたします。「漁業者というのは声を出してということはなかなかできないんです。どうして道路にたくさんお金使うのに、漁業者にお金を使えないのか不思議で仕方ありません。漁業者や農業者にお金を使ってくれたら、国は栄えると思いますよ。道路にどれだけお金を使っても将来がないんです。10年、20年経てばつくったものは必ず老朽化して壊れます。やり直します。それでお金を生むということはまず考えられません。けども漁業にきちんと政策さえ持ってもらったら、必ず将来があるんです。それはやっぱり共産党の方もわかっていると思うんですけど、どうしたら生きたお金を使えるかということ、

もっと考えていただきたい。中国とか海外の魚ばかりスーパーには並んでおります。どうして日本の魚を食べるように推進してくれないのか、日本の魚さえ食べてもらったらもっと値段が上がりますし、それもやっぱり政府だと思えます。買いたくなってもその魚しかなかったら、どうしても買ってしまおうと思えます。もっと国内生産されたものをブランド化してもらって、もうこれを食べたら安全だという政策を政府がとらない限り、漁業者はいつまで経っても馬鹿をみて、借金残して苦しんで死んでいくだけです。もう本当に助ける方法は政府の政策ひとつだと思えます。今の南伊勢町なんかでも真珠屋さんが栄えて、養殖漁業さんが栄えて、漁師さんが栄えたら、本当に若い人も増えてくるし、移住してくる人もあるかも知れません。そのへんのことも考えていただいて、せめて負担の少ないまちづくりをしてほしいと思えます」。

最後になりますが、「主婦として海へ出てお父さんは養殖マグロの稚魚のヨコワを釣って、それに三度ほど一緒に乗っていったんですけど、海にあまりにもナイロン袋とか、何でこんなに広い海にこんなごみがあるのかというぐらい、ごみがたくさんあって、あっ、ヨコワがかかったと思って引っ張ると、結局はナイロン袋とかそういうごみが多いんです。やっぱり船で沖へ出る人らがお互い気をつけて、ああいうものは絶対に放らないとか、私はその点お父さんにはいつも飲んだジュースの缶でもナイロン袋でも、絶対持って帰ってくるように言ってます。ついでに私はそういうものが浮いていると、かぎで引き寄せて拾ってきます。環境問題と言いますが、陸だけじゃなしに海のほうがもっとひどくなっていると思えます」というような報告がそれぞれされておりました。

これらについてもですね、各紀北町の中にある組合も海岸清掃や、そういうごみ拾いをし、清掃には努力しておりますけれど、この皆さんの発言の中身はですね、自分らの海は自分らで守ろうとする気概が十分伝わって、私には伝わってまいりました。そういう点で、この紀北町といたしまして、実際にはこの三浦漁協なんかも植樹を大台山系にしておりますけれど、すでにもう12年から経ってですね、すでにかなり背の高くなった木に育てております。そういう気の長い、今自分の世代でなくて、子どもの世代でなくて、孫、曾孫の代のことを考えて、植樹を続けている組合もございます。

また、さきほども出ておりましたように、魚のブランド化ということでは、商工会あたりでもですね、加工業者もいろいろ工夫をしてやっておりますし、この紀北町の魚をPRするために、港市やそのほかの牡蠣まつりや、いろんなイベントを構えながらやっている。町長も申しておりましたが、漁業の基礎になる基盤づくりはやっぱり大切なんだということの意味

は、そういうことだと私も思うんですが、町長のこれからですね、この漁業者に対する基盤づくりという点で、この漁業振興につながるようなこの施策、例えばですね、港湾にしてもかなり整備が進んでおります。進んでいないところもありますけれど、むしろ漁業振興につながる築磯や藻場造成、また投石等本当に今まで以上に強めながらですね、漁場を魚の住み着くような漁場にこの紀北町も、これは全国的な沿岸漁業の基礎になると思うんですが、そういうことに力を入れていけるかどうか、その点を1点お聞きしておきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のお考えについてはよくわかりました。漁港とか漁場の整備という基盤整備については、かなり進んでいるというご認識もよくわかりました。私は築磯だとか、それから藻場造成ということは非常に大事だと思います。それはさきほど議員が洗剤のことを言われたことと関連性がありますし、あるこの懇談会に出て来てくれた女性がですね、海に浮いているごみ、特にナイロン等を自分がとっていると、それを拾いあげて処理しているという、その姿勢については、私は常々考えてきたものでありますし、それは漁業者の意識だと思います。

ですから、意識とこれはソフトですね、ハードの面とですね、両方の考え方で漁業の基盤整備をやっていくべきではないかと思えます。それは賛成とっておりますし、今後その方向へも要望なり、私の方針を検討してまいりたいと思えます。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

当町ですね、漁業者の形態もいろいろあるんですが、牡蠣業者から養殖業者、一本釣り、カツオ・マグロ延縄漁船等もありますけれど、この現状というのを町長どのように認識されているんですか、その点をひとつ町長の見解で結構です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

中型カツオ船については、これは沖をずっと黒潮潮流に乗って北上していくカツオを中心とした魚群を追いかけていきます。これは世界的なレベルでこの問題を考えていかなきゃいけない。つまりそうですね、南部太平洋、西南太平洋における巻き網漁業がこれを大きく作

用します。この資源確保について。しかしながら、一方今度は沿岸部におきましてはですね、この資源確保ということを漁協はじめ、漁業の方々自身がしっかりと認識をしていくべきだと思います。そこに寄ってきた魚類をただとるだけではなくてですね、とりながら、生活を維持しながら、資源を確保していくのが、これからの大きな課題だと思います。

漁業が衰退していったところで、それを回復させた事例が2、3あります。それは資源を皆さんで協議をして決定をして、漁期を決めるとか、網目を決めるとか、いろんなサイズを決めるとかいう方法でやってきておりますんで、それを徹底していけばいいと思っております。

## 議長

中津畑正量君。

## 15番 中津畑正量議員

町長の言われているその漁民の認識ですが、それに基づいてですね、行政が絡んでいく、援助していく、支援していくということになるかと思うんですが、まず漁業者の認識はどこにあるのかという点で、行政もきちっと聞き取りをしながらですね、対話をしながらやっぱり懇談会やいろんな会合に出席する中でですね、漁民の声というものを本当にどこにあるのかいうことを聞いて、その支援策をつくっていけないと思えるんですが、漁民の方の認識というのは本当にお魚がとれなくなった。また安いということにはあるんですが、今一番問題になっているのは燃油なんですね。長島あたりも随分イサギの一本釣りが盛んなところですが、このもちろん日帰りで行ってくるような近くの沿岸漁業ですが、これについてもですね、燃油が非常に大きな負担となっております。そういう意味ではこれは漁民の方の意見が果してどういう実態なのかということをとにかくつかまないと、大変だろう、大変だろうということではなかなかいけない。

今朝もちょっとテレビなんかを見ていると、イカ釣り漁船、昨日から今日にかけて休漁している。そのことでマグロ、カツオなんかの魚種についてもですね、今後やっぱりそういう行動起こしていかざるを得ない。そういうような報道がされておりますけれど、これらについてもですね、日本の国の漁業の占める割合、食料の自給率約3%漁業の中ではあるらしいですけれど、これについてもですね、この漁師の方の生活を守ると同時に消費者の食の安全や供給を保っていくという、大きな役割があるかと思うんです。この燃油の値上がりによる直接的な支援というものを今、漁師の方が非常に求めているというのは確かです。

ある県でも、これは県や国が動かないとなかなか、国が動かないとできないという施策が大変多うございます。今の漁民の人の話の中でも国の政策を転換してほしいと、それでない

とこれではやっていけない。漁業がつかないでいけないんだという国の根幹にかかわるような自体になっております。まさに異常事態だと思いますが、町長の所見を伺います。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

あのね、ちょっと長くなるかも知れませんが、私は家業の関係で、この水産業に37年間従事いたしました。その中で問題を2、3だけ報告いたしますが、まず報告はですね、魚価の立て方ですね、魚価の立て方については一方通行であってはならんのではないかなという考え方を1つあげます。これは方法はいろいろ協議しなきゃいけないけれども。

それから、魚類の安全の確保ですね。食べていただける、消費者の方々が安心して食べていただけるようにしなければいけないということと、もう1つは漁獲の方法がさきほども申し上げましたように、きちんと自分たちの意識でもって管理をしながら、資源管理をしていくということが、大事だと思います。

その中で、1つだけ申し上げますが、走り書きで今日はある新聞の県の漁業のJASマークの記事がありました。これはね、かなりいい政策ではないかと思っております。つまりこれは農水省が2003年に始まった制度でありまして、これは今まではそうですね、牛肉と豚肉と農産物、コンニャク等がJASマークの対象になっておったけれども、本年の4月から養殖タイがこれ指定の中に組み入れられることになって、そこで県としてはモデル的にですね、どこかの県下の漁業養殖タイの地域地区を定めてですね、JASマークの認証を得るような方法を、今模索しているということをやっております。これによって誰がつくり、どこでつくり、誰が責任者なのかということ、きちっとそれに表示されますことと、もう1つは農水省がですね、この認定を審査するのに、民間審査機関においてですね、きちっと審査したうえで、これを認証するというような制度でありますので、これによって漁民の意識があがりですね、消費者の安全・安心が獲得できるのではないかと思っております。

それから、議員が今おっしゃったような原油の高騰が非常に問題だということについては、さきほど演壇で申したようにですね、燃油コスト削減のための協業化や新技術の導入による省エネ型漁業への転換を、積極的に進めていこうとする方向性を農水省は決めています。そのことの詳しい内容については、ただ項目的ですけども、担当課長に答弁させますけれども、そういう方向をつけてますので、漁民の方々もそれをご理解をいただきたいと思っております。

## 議長

中村産業振興課長。

## 中村高則産業振興課長

ご答弁させていただきます。国の政策ですが、灯油高騰緊急対策ということで、いくつかの対策を組んでおります。小規模漁業構造改革促進対策ということで1点、それともう1点は、省エネ推進協業体の活動支援対策ということで、国の施策が19年の補正によって成り立っております。

この第1点の小規模漁業構造改革促進対策と申しますのは、一斉に全船出航するのではなく、ローテーションを組んでいくということで、小グループごとに出漁日を取り決めるということで、燃料の燃費を少なくするというございます。それに対しての助成でございます。

もう1点の省エネ推進協業体活動支援対策と申しますのは、5名以上の漁業者のグループが組みまして、輪番制で漁業をするということで、漁業を休んでみえる方に対して、支援ということで食事をしたり、また漁場の整備、またさきほど海が汚れておるといことも議員が申しましたが、漁場の海岸に対するごみの除去など、こういうことに対しての助成ということ、そういうことで直接燃油に対しての助成ではなく、省エネに対しての助成ということで、国の施策が何点かあります。以上です。

## 議長

中津畑正量君。

## 15番 中津畑正量議員

今の国の対策ですが、この省エネという言葉はですね、大変聞こえはいいんですが、これはこれに対応できる漁業者は当町にはなかなか少ないんです。圧倒的に多数は小規模な自分の小型船舶1tにも満たないような、1t前後の船でですね、出漁している。その実態から見ると、この紀北町のある組合長が言っていましたけれど、養殖漁業の衰退は九州、四国ではですね、1軒の家がやる漁がここら辺皆まとまっても勝てないような大規模なこの養殖のやり方をしておる。それに対して国が補助金や助成金をどんどん注ぎ込んでいるのが実態だと、私らここには何も回ってこないんだという状態の中でですね、省エネの言うたら支援策というのですね、これらに対応できるような大きな漁種だといいいんですが、小さな我が町の漁師の人にとっては、なかなかこの支援の手助けを受けられないというのが、現状ではないかと思えます。

小規模漁業構造対策なんですけど、これについてもですね、もう少し具体的にどういうような、例えばこの海山区でも長島区でも小さな小規模な漁師の人が、どのような状態に、どのような使い方をできるのか、詳しく課長のほうでわかっていたら教えていただきたい。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。小規模漁業構造改革促進対策、これにつきまして詳しい内容につきましてには調べまして、また提出させていただきます。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私、もう1つ違う観点から町長の姿勢を聞いておきます。今朝の南海日日のほうにも野田県議ですね、県会の中での一般質問みたいなのが載っておりました。漁協合併です。当町の漁業組合、これは海山漁協は一本で合併をしておりましたけれど、長島区については4単協それぞれ独立してありますが、漁協合併についての町長の認識はいかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

漁協合併は基本的にはですね、それぞれの漁協が有する費用とか、それから無駄を排して、漁協のあるべき姿が損なわれなかったら、統合したほうがより効率が上がるのではないかと、いう考え方なんですけど、漁民の皆さんがそれを是とするならば、その方向でもいいのではないかと思いますけど、いろいろな課題があります。新聞によりますと、そこにたまってきた累積の未収金等があるんですけど、それを払拭していかないと、なかなか漁協合併は難しいのではないかと、いう問題点もありますんで、そのことにどのように対応していくのか、その辺が今後の課題になると思います。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

振興課からちょっといただいた資料をのぞいてみてもわかるんですけど、この漁協合併というのはね町長、本当に複雑に今組合を襲っているんです。なぜかと言いますと、県は2つの

組合にしたい。志摩のあたりで線引きをして北と南の2つの漁業組合にしたいというようなことが出ています。しかし、各単協においてはですね、非常にいろんな問題が複合的にあるのでですね、おいそれとは期間のうちには、今年の3月末でしたが、乗っていけなかった。しかし、それをまだ進めようとしているところがあるんですが、個々の単協の事情というのはですね、水協法でいう今この資料にもありますように、準組合員の方が昔から地引網やそのボラ網等でですね、皆で共同して漁業をしてきたと、そのずっと延長線上ですね、今、準組合の方もたくさんある。

しかし、法改正によりまして、準組合員をと言いますか、正組合員になっている人がたくさんおるんですけど、その人たちが純然たるその漁業者ではないという認定、資格審査というものがよりきつくなっております。それで各単協にもそのいろんな指導が入っております。これは水協法でいう20人を正組合員が割ったときには、解散という格好になります。だから私の言いたいのは漁業組合がですね、合併をしたくない、したいという意思決定の前に、20人を正組合員が割ってしまったら、もうこれは解散ということで解散命令がすぐ出ます。そういうことも現実にあります。

そういうことを考えるとですね、合併を小規模でもしないと、30名、40名の組合員にしていかないと、言うたら合併はしたくないけど、せざるを得ないというところまで追い込まれているんですね。そういう点でですね、この正組合員の漁業者、これはそれは法にあるように、当然と言えば当然のことなんですね、純化をしなくちゃなりません。長島漁協はきちっと純化をしているというところもあるし、ほかの地域では今までの仲良くやっていた、この村のひこづりの中でですね、この膨らんでいる正組合員が本当の漁師でないと言ってもいいぐらいのいろんな方が、正組合員になっているというところからですね、合併についてはですね、せざるを得んだろうというところまでいっているんです。

そこら辺は、やっぱり行政もできるだけね、手を突っ込むというのではなくて、合併しなさいとか、しなくてよいというのではなくて、県のほうが相当強力でですね、この問題については純化し、合併を促進しようというような、そら法律に基づいて資格審査がされるんですから、当然、これはもう厳正なものです。

これはそうされても当然のことなんですが、それによってですね、合併せざるを得ない。それで漁民としてはですね、少なくとも自分の漁業権を守って行って生活を守っていきたい、そういう思いがあるのも事実なんですね。そこら辺をきちんと把握していただきたい。町長の見解を伺います。

議長

町長。

奥山始郎町長

おっしゃるとおりだと思いますね。各漁協はですね、それぞれの状況、その地域の状況に合わせて正組合員、準組合の資格というものは、それほど厳正にしたわけではないんですよ。そこで合併したときに、その組合員が権限を失うことなくですね、権利をちゃんと確保しながらですね、漁業が営めるということが大事な条件だと思っております。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

海山漁協がですね、合併した当時、島勝、白浦、引本ずっとこうね、一本になって、そのときに私隣の三浦漁協ですが、実際には合併して何にもいいことないなというような声が随分漁師の間でもささやかれました。それで現実には今に至っているんですが、今となってはやっぱり2つでも3つでも合併をして組合を組織を存続していくというような話ですから、これは当然そうしなければ漁民の生活を守れないということまで来ているのが実態です。

私、最後になりますけど、町長、今日ね私どもの政党といたしまして、政府のほうに政府交渉を行っております。奇しくも燃油が上がるということで、イカの漁船の人が、全国でも3,000隻から休業、昨日から今日にかけて行っているわけでございますけれど、この今日ですね、農漁業の支援についてということで、農産物への価格補償の実施や、魚価を安定させる価格補償制度の実施ということで、政府交渉をやっております。

また、地元農産物や魚介類の学校給食への活用に対する補助制度の実施、週5日の米の給食の実施を進めることや、原油高騰対策等、これは魚を食べる子どもたちが今、刺身を見てね、これは魚だとかこういう生き物なんだというような、本当にマンガのような話もあるぐらい、魚離れが進んでおる状態の中ですね、子どもたちにも是非給食にも取り入れていただきたい。それによって漁業者も随分生活の安定化ができるんじゃないかという期待も含めてですね、政府交渉に入っておりますけれど、こういうことは自治体、小さな自治体1つでできる問題でもないし、確かに国策としてですね、この燃油対策についても魚価の安定補償にしても、輸入制限にしても、随分、国の姿勢でこの漁業を守っていくという方策をとらない、解決できない問題が多うございます。

それだけに今後ですね、当町のとれる手段は漁民の話聞いて、できるだけ話を細かく

聞いて、その基盤となる本当に藻場整備、さきほど言いました植林事業、これはほんまに気の遠くなるような話ですが、しかし、確実に木は成長してきます。そういう点ではそういうところにですね、どんどん目を向けて町としてもできる範囲で支援をしていく、そういう姿勢を持たなくてはならないし、今までのように割り振りで稚貝、稚魚を放流するということではなしに、それに輪をかけた支援策というものを今後とっていく気があるかどうか、町長の姿勢をお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

四海を海に囲まれた日本国にとってですね、漁業はこれは重要な地域の主幹産業だと認識しておりまして、紀北町においても主幹の産業と考えてきたわけであります。

ですから、これを維持し、発展させるためにですね、いろいろ今後とも努力をしたいと思っています。以上です。

議長

これで中津畑正量君の質問を終わります。

次に、5番 川端龍雄君の発言を許します。

5番 川端龍雄議員

おはようございます。6月定例議会、一般質問に参加します。5番 川端龍雄。

まず、地震、津波による防災対策や対応についてお尋ねします。

町長は、今年度の所信表明におきましても、いつ起きても不思議ではないと言われております東海地震、東南海地震、南海地震の発生、それに伴う津波の襲来、これらの被害を最小限に止める防災対策が行政の重要施策であると言っており、その中での消防の救急体制の整備、また住民の生命、財産を守るための重要性を示し、強化を図ると表明しております。

そこで、町長にお伺いします。海山消防署の庁舎の現状は、平成16年9月の旧海山町大水害の浸水後においても、今なお消防署員が仮眠する部屋にも悪臭が残り、健康や衛生面にも影響があるかと思われまます。また台風や大雨洪水警報発表等、非番署員招集による待機所が尾鷲消防署や紀伊長島消防署にありますが、海山消防署だけ待機所がなく、仮眠室も手狭なため、入口の受付のテーブルで食事をしている現状であります。来訪者が食事中に来る場合もあり、双方困惑することもしばしばあるそうであります。

このような現状を一刻も早く解消し、消防署員の方々が気分よく働ける職場に改善し、庁

舎の改修作業に取り組まなければならないと思いますが、町長におきましてはいかがお考えかお伺いします。

次に、防潮堤樋門の扉を外から開け閉めできるように、改修していただきたいという声が少なからず聞こえてきます。いつ起きても不思議ではないと言われております地震津波対策に、地域においては異なりますが、防潮堤樋門の扉が1日中閉め切っているところ、また時間制限で閉めているところもあります。引本浦地区港湾海岸の渡利地区から引本地区に整備されている防潮堤樋門の扉ですが、地区住民の方や遠方から早朝に漁に出るときには、開けて出られますが、外から閉められず、また漁から帰ってきても外から開けられず、大変困惑している現状であります。早急に行政の手を差し延べて、安心・安全のまちづくりにおいても傾注していかなければならないと思いますが、いかがお考えなのか、お尋ねします。

次に、町長の施政の方針をお伺いします。今年度3月議会で町長が、所信表明で示されたことは、前年度の所信表明と全く同じで、紀北町第1次総合計画の基本計画をそのまま示し、内容も各課の予算編成を表にただけで、今年度は紀北町をこのような町づくりをしたい。また今後はこのようなまちづくりを進めたいので、町民の皆さんもう少し辛抱していただきたいと、また期待していただきたいという町長自身の思い、お考えが現われず、町民にはわかりにくい不透明な行政であると言われております。今後においては、町長は誠の紀北町の将来像をどのように描き、実行しようと考えているのか、お尋ねいたします。

次に、町有財産の処分についてお尋ねします。先月16日、総務財政常任委員会の管内視察の中でも、引本旧警察住宅を解体し、土地を売却処分するとの説明があり、委員の中からも解体は良しとしても、なぜ急いで売却処分するのかという意見がありました。地震津波の今後のことを考え、町長は地震津波のことを頭に描きながら、防災対策を考えて、地区自治会の意向も聞き、避難箇所の建設地として残す考えないのか、町長のお考えお尋ねします。

また、船津地区の旧住宅跡地も売却処分の候補地としての話もあり、現在も売却処分するお考えをお持ちなのかもお伺いします。

次に、旧嵐屋旅館の今後の対策についてお尋ねします。紀北町合併前に寄贈され、現在において手付かずの状態ではありますが、町のためにとご好意で寄贈されたものを、いまだかつてそのままの状態であるが、町長はどのようにお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、町長は議会における発言の重さをどのように考えておられるのか、お尋ねをします。今回の質問に関しては若干心が重く、このような質問をしなければならない事態は、誠に残念ではありますが、町民の思い、特に海山区の方においては、大変憂慮な思いで日常生活を送

っている現状であります。その方々の代弁者として、自らを奮起を促して質問に入ります。

町長は、平成18年度の所信表明で、旧両町民の融和と協調性の醸成による一体性を図りつつ、両地域の均衡ある発展を推進して、実現に全力を傾注してまいりますと、力強く訴えていましたが、訴えとは裏腹に一方に偏った行政に走り、平成19年度3月議会においても、格差の是正をと指摘いたしました。町長のご答弁は、特殊な要因があり19年度で完了するものが多い。また20年度においては、ある程度解消される。20年度以降に配慮していくと言われました。

私は、町長のこのご答弁を全面的に信用しつつ、昨年12月議会で再度格差是正の対策をお尋ねしたところ、町長のご答弁は、格差問題は現在予算編成を行っている最中であり、事業費の格差をできる限り圧縮する考えであると答弁されましたことは、町長、お忘れではないでしょう。

ところがどうですか、こともあろうに平成20年度の予算については、今までの当初予算と比べてみても一番ひどい予算編成であります。前にも指摘いたしました。平成18年度当初予算では3億3,150万1,000円、また平成19年度当初予算では3億6,683万9,000円で、2年間で6億9,834万円、紀伊長島区に多く事業費が組み入れられたことは、町長もお答えになっております。平成20年度の当初予算を見て驚くと同時に、愕然とし、町長の何を信じられるのか一瞬戸惑いました。

町長は、議会における答弁で、予算編成組み立て最中で、事業費の格差は圧縮すると答弁しながら、20年度においては、今までより多額な4億2,395万5,000円の格差を積み重ね、この3年間で11億2,229万5,000円となり、答弁と正反対の施策を行い、議会において虚偽の答弁を重ね、格差を増大し、格差増長の行政であり、まさしく偏った行政の典型的な構造であります。

町長は、格差の是正をする考えもないのに、なぜ是正すると議会において虚偽の答弁を重ねるのか、議会を軽視するのも甚だしく、また紀北町町民をあざむく行為といっても過言ではありません。とりわけ海山区の住民の方々には不信感が募り、憤りさえ感じるという言葉も聞き及んでおります。元の旧海山町に戻れないのかという声は、さまざまな地域の人からも聞こえてきます。

合併後いくばくもなく、このように異常な現状は町長が偏った行政を継続することにより、町長自ら不安を誘発し、問題を大きくしつつ、町民の方々には不安感が不信感を抱かせている現状を町長は察していただき、一刻もこの現状解消をされるべく、施策を施すのが首長の

責務であると思われませんが、町長はいかがお考えなのか、お尋ねします。

また、議会においてのこの町長の発言の重要性をどのようにお考えなのか、明確にお答えいただき、以降は自席で質問いたします。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

川端議員のご質問にお答えいたします。

まず、海山消防署庁舎の改修のご質問でございますが、現在の海山消防署庁舎は昭和41年に建設され、昭和56年には一度増改築いたしまして、1階には事務室・仮眠室・トイレ・風呂・台所のほか、消防車両及び救急車両の車庫があり、2階には事務室・トイレ・給湯室がございます。

海山消防署員の勤務体制は、隔日勤務署員が6名で3交代の18名と日勤署員2名で、合計20名体制でございます。仮眠室には二段ベッドが4つございまして、1人に1つのベッドがない状況で勤務にあっております。議員ご指摘の署員の待機室でございますが、事務室を併用して使っていただいております。署員が事務室で食事をしますし、有事の際の非番招集署員も同じ事務室で待機し、出動します。その際、来客などが訪れた場合には、非常に混雑すること、衛生上も好ましくないと私も十分感じております。

海山消防署庁舎の改修につきましては、特に待機室の環境整備に着目し、できるだけ早い時期に改修等を検討したいと考えております。

次に、引本浦港湾海岸の防潮堤樋門の扉の改善についてのご質問にお答えします。

引本浦港湾海岸では、渡利地区から長浜地区にかけて42カ所の樋門等の施設がございますが、管理者の三重県尾鷲建設事務所では、平成17年度から津波対策として防潮樋門扉の電動自動化14基と、老朽化した防潮壁の補強、補修、延長約290mの事業化に着手していただいているところでございます。

現在、平成19年度までに9カ所の樋門扉の電動自動化が完了し、平成20年度以降は引き続き樋門扉の電動自動化と、老朽化した防潮壁の補強、補修を実施する予定と伺っています。

議員のご質問の、渡利地区から引本地区にかけての防潮樋門9カ所につきましては、本年、5月と6月に引本浦自治会から漁業者の方への対応として、樋門扉の開け閉めにかかる改修の要望をいただいているところでございます。

また、引本浦自治会では漁業者との話し合いによりまして、6月1日より樋門扉の開閉に

については、原則、夜間10時以降は全面閉鎖とし、昼間においても一部の樋門扉を常時閉鎖とする運用をしていただいていると伺っています。

町といたしまして、引本浦自治会からの要望を受け、尾鷲建設事務所と協議を行っているところでございますが、建設事務所の説明によりますと、防潮樋門扉は津波や高潮の浸水を防ぐ目的から水密性を保つことが重要であり、この機能を確保したまま扉の内側と外側の双方で開け閉めができるような改修は、非常に困難であるとのことでございました。また、樋門扉の材質がアルミ合金であることから加工、改修が容易ではないとの説明もございました。このようなことから、自治会の要望される漁業者への利便性の対応については、階段等の設置による手法が適切ではないかとのことでございました。

尾鷲建設事務所では、住民の方々にご不自由をおかけしていることから、平成20年度で予定しています、防潮壁の補強、補修事業の一環として、階段、タラップ等の設置を検討するとの回答がございました。場所、構造、規格等につきましては、引本浦自治会や漁業者のご意見を十分に伺った後に設置したいとのことでございますので、ご協力、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、紀北町の将来像をどのように描き実行しようと考えているのか、ご質問に答えいたします。

これまで、毎年3月議会定例会におきまして、紀北町総合計画の施策の大綱毎に、翌年度実施させていただく重点的な施策と合わせて私の所信の一端を申し上げておりますが、町長である私自身の思いとして将来像をどのように描き、実行しようと考えているかということにつきましては、私が紀北町長に立候補させていただいたときに、安心、信頼、実行を信念とし、喜び ほほえみ 賑わう町を 誠意をもって局面にあたる均衡ある郷土の発展を基本姿勢として、融和と協調性の醸成、安心・安全のまちづくり、産業商工の振興、福祉の充実、文化と教育の振興、行政改革の推進を進めることを公約とさせていただいておきまして、このことが私が描く紀北町の将来像であり、このことを基本としてまちづくりを進めるよう、常に心がけております。

しかしながら、現状におきましては、財政的に大変厳しいこともあり、思うように事業が進んでいないのも事実であります。このような厳しい状況ではありますが、私が描いております、喜び ほほえみ 賑わう町、総合計画の将来像であります、自然の鼓動を聞き みなが集い にぎわう やすらぎのあるまちを築いていくためにも、まずもって、町財政の健全化が不可欠であると考えておきまして、限られた予算の中で、最小の経費で最大の効果を上げ

ることを念頭におき、真に必要な事業から優先的に進め、この町に住んでよかったと思えるようなまちづくりをしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、町有財産の処分についてのご質問であります。旧引本警察官住宅につきましては、平成20年度の当初予算におきまして、建物の解体事業費と土地売却収入を計上したところであります。建物の解体につきましては、建物の老朽化などで、台風等の自然災害による倒壊の危険性もあり、付近住民の方にご迷惑をかけることも予想されることから、近く解体する予定であります。解体後の用地につきましては、予算には計上いたしましたが、すぐに売却するのではなく、地元自治会などの意見を聞き、土地の利用方法も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、旧船津町営住宅の跡地であります。この土地につきましては、乗り入れする町道の幅員も狭く、また隣接地や国道との高低差も含め、さまざまな問題もあり、今すぐの処分については、難しいものと考えております。

いずれにいたしましても、この土地だけでなく、他の町有地につきましても、今一度調査を行い、土地利用について検討していきたいと思っております。

次に、嵐屋別館についてであります。西山様よりご寄付いただいた建物であります。老朽化が激しく、耐震診断を実施したところ、その数値も低く、危険な状態にあるといえます。

また、改修や耐震補強につきましても困難なことから、今後取り壊しも念頭に入れ、その利用方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、議会においての町長発言を問うについてのご質問であります。議員ご承知のように、景気の低迷、特に当町のような過疎地域においては景気の低迷に加え、人口の減少、少子高齢化、地震津波対策、地域振興、地域経済の活性化への財政需要など数多くある中、合併後は、三位一体改革による地方交付税の削減などにより、一般財源が不足するなかでの厳しい予算編成を強いられています。

このように苦しい状況のなか、限りある財源をいかに有効に活用し、最小の費用で最大の効果を上げるか、またこれまでに旧紀伊長島町、旧海山町の両町で借り入れた地方債残高は、標準財政規模に対する割合も高く、将来の財政運営に支障をきたすおそれがあることから、これを圧縮するため地方債の借入の抑制や繰上償還、低利なものへの借換などに加え、行財政改革を実施し、将来に向けて安定的な財政運営を目指していくという課題に対し、努力をしているところであります。

合併後は、このように厳しいなかでの行財政運営を強いられているところでありますことから、まずは旧町からの懸案事項、継続事業である海野浦漁港整備や町道永長線道路改良事業、さらにはこの地域の悲願であります高速道路の整備のための関連事業などを優先しつつ予算編成を行ってきたところであり、結果として、両区の事業費において差が生じてまいりました。

平成19年12月議会の議員のご質問に対し、事業費の格差をできる限り圧縮してまいりたいと申し上げました。そのことを念頭におき、平成20年度予算につきましては、なるべく両区の差を埋めるべく予算編成にあたりましたが、いかんせん、高速道路整備関連受託事業や前年度からの継続事業などもあり、結果として事業費の差が生じた次第であります。

意図的に行ったものではなく、必要性を勘案した結果であることはご理解いただきたいと考えております。

#### 議長

川端龍雄君。

#### 5番 川端龍雄議員

あとから町長、最後の議会においての町長の発言をとということに対して、明確にお答えがなかったので、あとからこの質問の後にご答弁をお願いします。

まず、消防署の件ですけど、これはやはり町長も大変そういうこと察知していただき、現場を視察していただいたことも聞いております。やはり現在では、救急車の数が昭和56年に増築されてから、今までそのまま、当時は消防車ポンプ車2台、救急車1台とか、計4台の消防関係の車でしたけど、今現在は9台の車があり、そのこの車庫の収納の面でも大変窮屈な現状でもあり、またさきほどの待機所の面、本当に町長見てご存じのとおり窮屈であってさね、本当に早急にしていただきたいと思います。

さまざまな諸問題もあることもございますが、検討やなしに、この検討を早くしていただいて、やはりそういうことの消防署員にも明るい情報も与えていただきたいと思います。その点もまた重ねてご答弁をいただきたいと思います。

#### 議長

町長。

#### 奥山始郎町長

ご指摘をいただいたその海山区の消防署については、視察というか、実見をいたしますと、かなり窮屈な思いをしておられる、それが実感いたしましたんで、財政との協議もしながら

ですね、議員が言われるような、できるだけ早い対応ということを考えてまいります。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

次に、防潮堤樋門の件ですけど、20年度に予算が上がっているということで、階段、またタラップ等も結構ですけど、できればこの新しく2、3ヵ所でも樋門をこしらえていただきさね、そこへこの扉がこの外からも開け閉め、今のままではなかなかこの取り外して持っていかならんというようなことも聞きますので、大変お金もかかるし難しいということも聞いております。

できれば、新しいこの樋門をこしらえていただきね、そこへ外からでも開け閉めできるようなことができないものか、その点、担当課長のほうが詳しくは担当課長でも結構ですけど、できないものか、できるならば、そういうことも県のほうへ要望していただき、そういうことも何箇所かできるようにしていただきたいと思いますが、町長のお考えをどうですか、お尋ねします。

議長

町長。

奥山始郎町長

渡利、引本間ですね、ところを本当に視察をさせていただきました。水密性というものはまさにあれをきちっと4点のロックをしますと、水がこないようになってなってますね、非常に精巧なものだということはわかりました。ですから、演壇で申し上げたようにですね、あれを改良して外側からも開けられるということは大変難しいということで、今議員がおっしゃった新しい樋門をつくってはどうかというご提案だと思いますんで、それが県のご当局においてですね、どのように受け取るか知らんけども、それは外側も内側も閉められるものという条件であろうかと思えますんで、それも県当局に要望してまいりたいと思います。以上です。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

前向きな答弁、町長は必ずいろんな出張の際には、県事務所、また県庁へも確約したことは必ず説明をしていただくということは、常々聞いておりますので、今後ともそのように県

に対してもご要望というのか、説明をしていただき、紀北町の安心・安全のまちづくりに寄与していただきたいと思います。

次に、財産処分についてお尋ねします。当町管内、5月16日の総務財政委員会の管内視察においても、担当課からその前には船津地区の旧住宅跡地を売却処分の1つの候補という1つの話もあり、それが途中いろいろ指摘をしたこともあり、ちょっと消えましたけど、この旧引本警察の住宅の跡地ですけどもね、これ私自治会長ともいろいろお話を聞き、引本の役員会か何か、皆会合でやはり残していただきたいと、解体はこれはしていただきたいけど、残していただきたいと。

町長、常々やはりこの生命、財産は第一、また津波が、地震津波がいつ来るかわからないという現状においてさね、あの2つが昨日も議員から指摘がありましたけど、2つがこの避難箇所があるから大丈夫というような、引本地区の現状ではないんですね。そしてまた、偶然にもこの警察官、その住宅地跡地はちょうど今こしらえていただいております赤石とこの本町から、その間ぐらいのちょうど町長もご視察していただいたということも聞き及んでおります。やはりその密集地で大変これから避難センターとか、避難タワーとかいうものを設置していただくのに、一番良い条件の土地じゃないかなと思いますし、やはりこれ売却してしまうと、なかなかこれ大変なんですわね。やはりそういうことも金額にしても100万円あましの土地ということも、30坪ぐらいの土地でありますので、今大変価格も安いし、そういうときに慌てて売却、また今後も売却する考えということは捨てていただきさね、やはり安心・安全のこのやっぱり住民の生命、財産を守るということに対しても、そういうことを頭に置いていただき、そういうことを使っていただくことを、考えていただきたいと思いますが、町長は今でも検討して、また売却するということに対して検討するのか、もう一度ご答弁を、明確なご答弁をお願いいたします。

## 議長

町長。

## 奥山始郎町長

さきほども申し上げたように、すぐに売却するのではなく、地元自治会などの意見を聞き、土地の利用方法も含め検討してまいりたいと考えております、というふうに答えさせていただいたけども、検討するにはいろいろ含みがあると議員がご指摘だと思います。

ですから、売るほうの方向性で検討するのではなくてですね、住民サイドの要望、それからそこに議員がおっしゃったような避難タワーが、非常に適切であるのかどうかということ

も検討しながら、この土地についての利用をですね、考えてまいりたいと思います。

議長

川端龍雄君。

#### 5番 川端龍雄議員

このね、この引本の今の住宅跡地の町長の考え、今少し町長のお考えが変わってきたというんか、当初やはり売却ありきで船津の地区、引本地区、海山においては海山の公民館ね、片っ端から海山の売却地を探しておるようなふうですけどもさね、それは長島にはいろいろ売却する箇所がないから、やはりこの売却するということじゃなく、やっぱり場所においては、このような利用というのか、1つの避難センターを建てるとやはり100人ぐらい収容できると、やはりそんだけの生命、財産がやはり守られるというような、もっと違う考えを持ってこの処分の考えをしていただきたいと思います。やはりこれを今回指摘せなんだら、おそらく町長はスッと売却しておる。そのように考えられます。

また次のね、町長この嵐屋旅館がまた耐震がないから、耐震力がないから取り壊すということも考えて検討しておるというけど、町長この寄贈されたときに、どのような考えを持ってこの受け入れたのか。私も今でも覚えてますけども、町長その報告のときは大変喜んでね、本当に町長はこんな綺麗なこんなええ顔するんかなと思うぐらい喜んでましたけどさね、そやけど、これを何にもせんと今度は取り壊すと、取り壊す費用も何か聞くところによると何千万円もかかるということにして、町長はこの寄贈していただいたときに、どのような利用、今検討するんじゃないかと、やはり、あれを寄贈していただいたときは、平成17年の10月でしたか、合併前でしたね。

そやけど、そのときには町長はどのような思いでさね、その利用するのか。あれから大きな災害もなし地震もないから、急にいろんな傷んだということもないと思いますけど、その点、町長の当初寄贈していただいたときのお考え、今から検討するんじゃないかと、今後においては、やはりそういうことも考えて寄贈していただくとか、今後においてもそういうような方があったら、いつでもお受けになるのか、その点も含めてご答弁願います。

議長

町長。

#### 奥山始郎町長

当時、寄贈していただいたときにですね、そのご奉仕に感謝いたしました。これはご承知かと思いますが、由緒ある名旅館であったこともあって、今の社会情勢においてもですね、

あその土地は大変住民のために安心・安全、そしてもう1つは産業振興のために商工観光のために利用というか、活用ができると、直感的にそう思いました。ですから、それを感謝して寄付を受けたわけですが、調査してみると大変老朽化が激しいということで、現在のところまだ手つかずでありますが、懸案の事案として、よく私は受け止めておってですね、関係者各位のご意見も拝聴しながら、この寄贈された土地についての利用方法を考えてまいりたいと思っております。

議長

川端龍雄君。

#### 5番 川端龍雄議員

過ぎたことをくどくど言ってもあきませんのですけどもね、町長は直感でこれいただいて大変喜んだ。町のためになると言っていましたですけどもね、町長それを現状をもし査察してそういうような直感が働いたということは、町民に対しては、大変な町長の直感はあまり期待できませんわね。全然、この今においたら東海大地震の危険性もあるし、現状の建物を残しての耐震化の改修は難しい。取り壊し費用も概算2,000万円以上かかるんじゃないかというようことも、この調査ではわかっておりますけど、あまりにも町長、これ町長本当にこれはプラスになりますんですかね。

といいますのは、これここだけの、これは私も現場見せて、中も見せていただきました。大変立派な、なかなかこう町長が本当に好むような建物ですね。文化というか何か日本のあれを残した、私もその点は感動しましたが、やはり中へ入ってみると大変正常にいろんな視察をするのは難しいと、現場において傾いたり、いろんな弱っているところがあって、危ないところがあります。近所の方も耐震化していただければというような話もあって、これは耐震で難しいからと断られたということも聞いております。

やはりこのね、町長は特にこの検討検討、検討の好きなのというのか、一番熱心な方で、なぜこのときに直感じゃなくて、現場を見て検討して、やはり利用できるものはできるようにして、寄贈された方に喜んでいただけるような状況にできなかったか。1年半もこのままにして今となって倒壊、つぶさなあかんと、つぶしたあと今から考えるということは、あまりにも無策ではないのですか。町長はやはり今後においても、このようなことで続けられると、大変寄贈された方も、また町民にもご迷惑がかかると思いますが、町長はこの点をどのように反省というのか、自分とっておられるか、ご答弁のほどお願いします。

議長

町長。

#### 奥山始郎町長

ただいま、私は直感的にと言うたことが、すべてではございません。将来的にですね活用ができて、町のためにこれは有効であるということを考えてみました。以上です。今後このような事象が発生した場合にはですね、将来性、それから経済性、あるいは発展性等を考えながら、もちろんそこから上がってくる固定資産税のことも考えなくてははいけませんけれども、それも含めたうえで町民のご奉仕を基本的には尊重したいと考えております。

#### 議長

川端龍雄君。

#### 5番 川端龍雄議員

今、固定資産税と言いましたけど、やはり年間でも20万円近く、18~19万円やはりこの町には減収というんか入りませんわね。そういうこともふまえて、町長はこの件の寄贈は大変失敗であったと、私はそのように、このいただくことによって、何も利用もできない。またいただいたあと、やはり解体せないかんのなら、解体したあといただいたほうで、結局は町がプラスになるんじゃないかということも考えます。

今後、そういうことも十二分に町長はお考えになってさね、最近、少し町長は現場視察もしていただくということも聞きましたので、そういうこともやはり現場も、現状を十二分に把握して、町民に不利益にならんようにしていただくのが町長の役目であり、務めであると思います。そのように今後はしていただきたいと思います。

それから次に、紀北町の将来像はどうかと、町長は大変綺麗な言葉でいろいろ並べてね、町民にその場、ああそうかなと、そうなるんかなと、ここでは思いますけども、町民にはそれが伝わってこないんですわね。やはりもうちょっと町民にわかるように説明していただき、今後の将来像、町長の言う目標に実現していただきたいと思いますが、町長は今ままで十分町民がわかっておられるという認識をお持ちなのか、お尋ねします。

#### 議長

町長。

#### 奥山始郎町長

このようにいろんな分野においてですね、産業だとか環境だとか教育、文化という中でですね、結局は町民の方々が住んでいて良かったなど、安全・安心が確保されて、この町に住み続けたいというような町を、つくっていくということに帰結するんじゃないかと思いま

す。そのためにはこのようないろんな分野において、適切に対応していくということを説明したところでありますので、早い話が今申し上げたとおりでございます。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

この件はこのようにしていきますけど、町長、次のね、議会における発言の重みということは、町長さきほど答弁がなされてなかったに等しいと思います。私は思うのがね、町長はなかなか説明しにくいと思いますので、私とその町長の胸のうちの少し、私自身の考えで言いますが、やはり町長は均衡あるこの両区ということは、私はいつもこの当初・補正予算を頭に置いて、やはり今まで質問してきました。

町長は、やはり言いにくいけど、旧の紀伊長島町時代において、海山町より防災面でもやはり津波避難センターとか、戸別行政無線の皆に配布とか、やはり今の水道面、昨日の質疑にもありましたこの電話とか、いろいろこの旧町においては旧長島町が遅れておったと、できてなかったということにおいて、やはりこの両区を均衡するために、このお金を今まで3年間、今年で3年間11億円、それは高速道路もあります。それにこう傾注したということにこの理解していいんか。いやそうじゃないと、そういうことは全然、旧町のときはそんなに差額はないというのか、町長はどのように、私の今の推察が間違っているのか、町長の胸のうちをお聞かせください。

議長

町長。

奥山始郎町長

水道だとか緊急の速報とか、いろんなことにおいてもですね、それぞれの町が、旧海山町、旧紀伊長島町においてでき得なかったこと、あるいはもうそれを整備した部分、いろいろあります。それをもちろん必要に応じてその旧町で検討されて実施しておるものであってですね、それを学びながらやっぱり均衡あるものとして、一町民ですから、それぞれの行政サービス、社会基盤整備を進めていくのが本当であろうかと思えます。

それは、これまで歴史文化もそれぞれ培ってきた両町が、ここまで発展してきた合併したんですから、その辺の食い違いというか、違い、それをあえて格差とは言いませんけども、違いがあってそれを是正していくという考え方で、今後も臨んでいきたいと思っています。

議長

川端龍雄君。

## 5番 川端龍雄議員

今後って、今までのことが私言ってますんです。やはりこんだけの11億円の3年間でこうしておること、そやけどやはり海山区の方においても、やはりそういうような合併をして、両区が同じ環境で同じ平等の環境で、今ここでそういうようなことで、長島地区がそういうことで遅れていたと、またできてなかったからと言うなら、ご理解できるという方もたくさんおるんですけど、そやけど町長はあえてそういうことやないと、これは長島のほうで進んでいることたくさんあります。でも現実には11億円某のお金を町長は、あとでいいますけど、議会においても是正すると、肅正すると、絶えず同じことを言っているじゃないですか。それを片一方でそう言うておって、片一方ではそれを1つもおす気持ちもなしに、今議会の予算の編成最中という、是正すると言うとって、後ろ向いて違うほうへまた一番多いじゃないですか4億2,000万円、そやで全くそのする気がないんです。

だから私は言う、これは虚偽の答弁と、それに対して町長何もお答えがないですけども、やはり我々もいろんなことを勘案して、何もその一方的にということをおっしゃるんじゃないし、町民の方も。やはりそういうようなこともあったら、それは多少はそれはそのぐらいのことは仕方ないじゃないかと、それは当然のことやないかという話も多々あります。そやけど町長はそれは何も説明してないし、今でもそういうことを認めないと、やはり一方的な偏った行政と言われても仕方ないと思う。その点、町長再度お尋ねしますが、さきほどの議会における町長のご答弁と、それから今そういうような事情、今までのインフラ事業、またライフラインというのか、今の電話とか何とかの問題も含めて、そういうことは関係ないと言うんなら関係ないで、私はまたその考えを変えて町長に質しますが、その点の町長のお考えをお答えください。

## 議長

町長。

## 奥山始郎町長

ちょっと私の発言がまずかったかも知れませんが、これの予算の総額に支出する額において、海山区と長島区の差についてはですね、これまでも説明したように、まず1つは継続事業が多かったということが1つあります。それから高速道関連の事業が、これはあくまでも受託事業でありますので、しますけども、それもやらなくちゃいけない。例えば海野の漁港整備についても、これは20年度で終わります。それからさきほども言った永長線も20年

度でこれも終了します。そのようにこれをきちんと終了させてですね、いくのが普通のやり方ではないか、ご理解を今までお願いしたわけですね、議会での私の発言についても虚偽の発言であると、そういうことになろうかと思いますが、そうではなくてですね、努力はしたけれども非常にこういう結果が出たことについては、私の心は非常に痛い、痛んでおります。しかしながら、それを忘れたわけではなくて、今後の行政予算編成についても忘れることなく対応してまいります。以上です。

議長

川端龍雄君。

#### 5番 川端龍雄議員

時間もあまりないのですが、町長は虚偽の答弁をしたということをお認めになったということは、大変大きな意味を持っております。町長も心が痛むと言いますが、やはり町民も心が痛んでおるのでさね、町長の心の痛まんように、町長はやはり今後の行政をさね、やはりこの虚偽という、町長は必ずこの、いや直す、是正をする、この平成19年度の3月議会においても公平をいうならば少し配慮が必要かと、また言って、やはり事業費の格差をできるだけ圧縮していくと、絶えずそういうようなことを言って、逆の方向へ走っているその姿がね、やはり町民にも信用は、町長聞いておるんですか。ああそうですか、えらい他所ごと言うておるもので、こっち側一生懸命真面目にやっておるのに、真面目なような、このしてもらわんとさね、町民見てますよってさね、やはり町長。

大変、町長も余裕あるんでしょうけどもさね、これは大変な、町長一回ね海山区、今度は一応いろんな行政、いろんな懇談会でもしてさね、一応海山区の方のお話を聞いたら、私これ個人的にはいってませんよ。本当に初めから言うたように、ほとんどのとこへ行ってもそういうような、どないすのと、町長はいつも言っているけど、何にも実行せんやないかというようにこと言ってますんですからね、もうちょっと真剣に考えて、今後とも行政を進めていただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

議長

これで川端龍雄君の質問を終わります。

---

議長

ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 08分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 20分)

---

議長

次に、21番 谷節夫君の発言を許します。

21番 谷節夫議員

皆さん、こんにちは。21番 谷、通告に従って一般質問をいたします。

非常に重い前者の質問で、私もちょっと戸惑っております。

いにしえから未来へと地域をつなぐ交流の道、近畿自動車道紀勢線は、大阪府松原市を起点に紀伊半島の沿岸を通過し、多気町で伊勢自動車道につながる延長約 336kmの国土開発幹線自動車道でございます。中京圏、関西圏と三重南部地域を結ぶ広域ネットワークを形成し、周辺地域の産業開発や世界遺産の熊野古道を有する東紀州や、伊勢志摩への観光アクセスの向上に貢献する道路として整備が進められております。

すでに、大阪府松原から海南インターチェンジまでの73kmまでは供用済みでございます。そして海南から御坊、そしてみなべインターチェンジまでの29kmも供用済みとなっております。みなべから田辺、白浜、すさみ、那智勝浦、新宮まで、新直轄で事業中となっております。新宮から大泊インターチェンジまでの三重県33km、和歌山18km、約51kmが予定路線となっております。待ち望んだ私たちの太平洋ベルト地帯が自動車道で結ばれるのも夢ではなくなったのでございます。

紀北町から東紀州北の入口にあり、亀山から草津までの第二名神の開通、四日市からの湾岸道路岡崎方面、東京までの湾岸道路、それから県内北勢、それが完成した中で、県内北勢

の四日市から車でこの紀北町まで約1時間少しで来れると思っております。また名古屋から2時間弱で紀北町まで来れます。また関西方面の京都大阪からも、私はこの第二名神を通過して来ることであれば、これも3時間半から4時間内で来ると認識しております。近畿自動車道の北の玄関であります私たち紀伊長島インターチェンジが一番最初の海が見えるところであると認識しております。

熊野古道があり、川があり、自然の宝庫と私は何か自分の紀北町が好きでたまりません。紀勢多気から海山インターチェンジまでの49.2km、約50kmとなっております。その間にしかしトンネルが海山インターチェンジ、これは仮称となっておりますが、トンネルが24カ所もあります。そして紀伊長島インターチェンジこれも仮称となっておりますが、海山インターチェンジまでトンネルは8カ所もあるわけなんです。子どものころから大内山から松阪のほうから汽車に乗ると、大内山から紀伊長島町までのトンネルがいくつだったかな、ここの議員にも、同僚議員にも国鉄マンがおりますが、何しろ13あって有名なトンネルの名所となっております。私は高速道路もトンネルの名所とも言えるのではないかと考えております。

そこでですね、私の町長に対する質問ですけど、とにかく一番にそういう夢の高速道路がつくわけなんです。その中でもうすぐだと思っているんですね。今年度でお隣の紀勢町までくる。その中で町長は、この紀北町の観光プランをこのたび作成しました。私の質問はこの観光プランに凝縮されているんですけど、この紀北町の観光プランの紀北ということをもじってですね、「きもち、ほっと、くつろぐ町 きほく」とこうなっております。これ皆さん持っておると思います。

私、今の質問からしたら「きもち、ほっと、くつろぐ町」は、これは都会の人に「嫌われて、ほられて、苦しむ町」これは町長、今の質問から私はこんな町にならないかとちょっと危惧するわけです。どうぞこういう町にならないように、「きもち、ほっと、くつろぐ町」にね、なるように、私の質問にお答えください。

まず1番に、海、山、川がまとまって存在し、一体的に楽しむことができる、そういう観光ゾーンというか、そういうゾーンをどうまとめて、どう発展させていくおつもりなんですか。

それから2番目に、今も嵐屋さんの問題が出ましたが、歩観会も非常に楽しみにしていた、そういう1軒のお家がですね、問題になっているということも、今明らかにされました。その2番目に、そういう観光資源が町内に点在しております。その資源をどのように生かして、どのようなことになっていくか、この合併した特例債の中でですね、どんなまちづくりをす

るのか、これもお答えください。

そして3番目に、本町への来訪や町内の移動、もう1つ観光マップに載っているように、バスでくる来客より、やはり自家用車を中心で来る来客が増えているとお聞きしております。そうした自家用車で来るお客さんに対して、あえてどこと言いませんが、紀北町にある5つの熊野古道も駐車場が全く整備されていないと思っております。これは3月から12月までの質問の中で、大変多く同僚議員からも質問出ております。それもできれば明解にお答えください。

それから一番本題であります4番目ではありますが、実は奇しくも今日は19日、夜確か7時から年末港市の会議があると聞いております。その中で今年また12月の10日を過ごす年末港市の会議の中で、盛大に行われる港市の協議されると思うんですが、私も確か12月か何かの質問の中でですね、実は雨降りだといってやっぱり予約している観光客を、紀北町港市へ来るのにですね、止めるわけにはいかない、そのバス会社もたくさんあろうかと思えます。

去年も雨に降られました。そうしたことで、言うたら常設というか、固定の建物も何とかしてくださいとお願いしてあるんですが、その辺もどうなっているかお聞かせください。

以上でございます。よろしくご回答お願いします。あとは自席でお願いします。

## 議長

町長。

## 奥山始郎町長

谷議員のご質問にお答えいたします。

現在、本町において近畿自動車道紀勢線の整備が進められています。高速道路は、移動時間を短縮し地域交流を活発にし、事故、災害時のときの地域医療環境を向上させるとともに、産業の活性化と観光産業を促進し、紀北町へ訪れる入込客の流れを大きく変えるものと期待しています。

しかし、その一方で日常の活動範囲が拡大され、町内での消費が減少することへの懸念や、通過型の町にならないための工夫が課題となってきます。総合計画においてもお示したように、観光施策を的確に継続して展開していくために観光振興プランを作成いたしました。誘客の対象エリアとして、県内をはじめ中京圏、関西圏を対象とし伊勢志摩、南紀との連携により首都圏からの誘客も視野に入れ、観光産業の一層の活性化を進める必要があります。

幸いにも当町には、熊野古道、海、山、川などの豊かな地域資源を活用した、自然体験や地場産品を利用した体験交流があり、これらの強化とともに宿泊施設の全体でのレベルアッ

プと、温泉や海水浴場を利用した民宿を中心としたリピーターや連泊客の増加を図ってまいります。

熊野古道に関しましても、送迎、駐車場の問題とさまざまな問題があるなかで、訪問客に対し、それぞれ各地元でのイベントなどのもてなしや、宿泊施設からの送迎と、それぞれ受け入れ体制を整えて対応をしていますが、リピーターの確保など来訪者への一層の満足度の向上が求められています。これらを踏まえ、各関係団体と連携を取りながら駐車場の整備など、一つひとつの問題解決に向けながら事業展開を進めてまいります。

また、海、山、川での体験交流に関しても、自然資源を保全しつつ観光客に活用してもらうための取り組みを進め、幅広い年代層に向けての充実した体験観光を展開してまいります。合併により広がった観光産業の地盤強化を目指し、既存のイベントのさらなる充実を図り、四季を通したあらゆる年代層に訪れていただく体験型の充実など、具体的な施策については観光振興プランに基づくアクションプランを作成し、取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それから港市のことを申し上げます。年末さいながしま港市につきましては、平成18年度に地場産品のピーアールと地域の活性化のほか、熊野灘の港町としてのイメージの確立を図るため開催が始まりました。平成18年度は9日間で7万8,000人、平成19年度は10日間で8万2,500人が訪れ、大変好評をいただいております。本年度も実行委員会を組織し関係者が開催に向け検討を開始されていると同っております。

この年末港市は、近畿自動車道紀勢線の着実な進捗により、都市部からの交通アクセスが飛躍的に便利になってきたことから、過去2回の成功を踏まえ、関係者の方々のご尽力に敬意を表するとともに、地域経済の一層の活性化につながることを期待いたしております。

この取り組みが継続していくためには、天候に左右されない開催の工夫や常設化に向けた施設整備などの検討も必要であると考えておりますが、用地の確保、出展業者の負担など解決すべき課題も多くありまして、今後関係者の皆様のご意見を伺いながら、この取り組みが継続され、より一層の活性化につながるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

町長、この3月のお帰りになった北村副町長は、非常にこの町の物産のイベントにですね、

相当な力を注いでいたわけなんですね。それでこれは裏話ですけど、実は赤羽の農業試験センターをあれを取り壊すという話が出たときに、そうした軽量のもんで金をかからずに、試験的にあれを何とか港市の建物にしてくれないだろうかという裏話があってですね、それでその建物は私の知る限りは潰さずにきちっと建てられるように保管してあると聞いております。

ところが最近、「けいちゅう」のですね、屋外のバーベキュー施設にですね、一部使うというような情報がチラッと最近入ってきているんですね。その辺はきちんと確約はないんですけど、私も前回そういう質問もしております、その辺はどうなっているか、町長ご存じですか。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

議員が今おっしゃった赤羽試作園の鉄骨の利用についてですね、おっしゃるとおり一部を「けいちゅう」のバーベキューハウスに活用させていただきました。以上です。

**議長**

谷節夫君。

**21番 谷節夫議員**

活用し、残ったやつはやっぱり今検討すると言いますが、将来、もちろん土地が要りますから、漁業組合とか、漁連さんとかいろいろ前浜には、紀北町年末港市は、旧紀伊長島の漁港でやるということでは、ずっとメインになってますんでね、その辺の土地の購入もあるんですけど、その辺は検討するじゃなくて、強くさきほどから検討検討ということで、ちょっと問題視されているんですけど、是非そのきいながしま港市協会ももちろんそうなんですけど、ギョルメさんとかいろいろ海山区におけるご商売をやっている方は、是非その基地にしてほしいということで、すごく要望があるわけなんですよ。真剣にそれは取り組んでいただけるんですか。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

基地にするということは、正式には港市協会から承ってはおりませんが、あそこで始まったものですね、今のところ繁盛しておいて適地であると思っております。だから行政がで

きる範囲内で支援をしまいるのは、これは普通のことだと思っております。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

それではですね町長、ちょっと逆戻りするんですけど、さきほど言った近畿高速道路ですね、これはもちろん松原からこっち回りで来るんですけど、北のほうでは勢和多気とくっついてですね、そういう名古屋から言うたら下りというか、その線がやっぱりこの紀勢高速道路のやっぱり海の見える玄関口といったら、この紀北町だと思うんですね。

その中で、今回の一般質問の中でも三浦の休憩所のご質問が同僚議員から出ましてですね、あそこに乗り入れる道は是非つくれないかという話とか、それはともかくとしてですね、私は町長は、もしそういうトンネルが24もあって、やっぱり暗いとこばかりで明かりが見えるところと言うたら、本当にしれているわけですね。そんな中で明かりが見えて、その明かりの中に海がきちっと見えるというのは、町長どこだと思っておりますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

昨日の前者議員にもお答えしたと思いますけども、海が見えるというのは現在の国道42号線の場合であってですね、おそらく高速道路についてはほとんど見えないのが現状ではないかと、私は伺っております。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

ちょっとそれは認識不足ではないですか。私はちょっと想像ではですね、やはり大内山から来て、これは紀伊長島仮称ですけどインターチェンジですね、今、第一資源さんところにできようとしているところ、あそこがですね高さがちょっとこの地図ではわかりませんが、20か25mぐらい、あるいは15mぐらいになろうかと思うんです。あそこから海が見えるんじゃないでしょうかね。いやいやちゃんと教えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

正確に高さを測ってですね、設計図も見てですね、こっから見えますよということはいえないかも知れませんが、私の想像では見えるのではないかと思います。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

そこでですね町長、実はこの何もかも手遅れになって、実は権兵衛の里のところですね、高速道路に今橋が架かりますよね。その橋を架けるときに、同僚議員からこの橋は権兵衛の里があり、それからキャンプinn 海山があり、その橋の色とか橋の形態とか、その工法に工夫を凝らして、やっぱり自然とマッチするようなことをですね、国土交通省に交渉してくれという話もありましたですね。私は今回の質問を考えると、やっぱり私らはその名古屋、大阪へ行って荷坂へ来るとですね、やっぱり紀北町の言うたら紀伊長島海岸がですね見渡す限り見えてくると、やっと自分とこへ来たな、やっと紀北町へ来たなと、こうやっぱり安心するわけですね。

そして、その山ばかり来てトンネルも来て、それから海がほっと見える。このとき町長、これが実は気持ちをほっとする紀北町の僕は始まりだとう理解しているんですね。町長どうですか、お答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

地元の方、あるいは来訪者にしてもですね、山の中を縫ってきて海が見えたら何か爽快感があると思いますね。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

爽快感があると人ごとのようなちょっとお答えですけど、実はですね、熊野古道もね町長、熊野古道も町長はツヅラト峠登られたことがあろうかと思いますが、私実は自分のことを宣伝するわけではないですけど、山村入学をやったとき、もうその熊野古道にまだ世界遺産に登録されていないとき、私たち地元の者はツヅラト峠を随分、親の代から大切に草刈りなんかしてやっていたんですよ。その中で、都会から来た子どもをあのツヅラト峠に登ってですね頂上へ行ってそれで眺めると、これは素晴らしい海が見えるということで、やっぱり

地元の人もこのツツラト峠から見る海がですね、何となく僕らの心に随分焼きついているわけですね。

それで、私はやっぱり今、熊野古道の中でももちろんツツラト峠、荷坂峠、それから始神、一石峠、あるいは馬越での5つもある峠の中ですね、やっぱりそこでどんどんと俳句の会とか、写真家とか、絵を描く人とか、文化もどンドン高まっているわけですね。そういう交流も。今チラッとこれも聞くところによると、何か尾鷲のほうで集まる写真家たちが、やっぱり紀北町にも貢献するからどうのこうのという話もチラッと聞いてます。

そうした文化面ですごくこの熊野古道とつながっているわけですね、町長、そこですね町長、もう1つ再度の質問ですけど、国土交通省もできるだけ、今日はちょっと国土交通省の方も来ているんでね傍聴に。是非これだけは聞いていただきたいんですけど、やっぱりどんどんと町が立ち上がってですね、是非あの私は仮称紀伊長島インターチェンジ、私有地ではありますが、第一資源さん私有地のところがですね、やっぱりあそこに何か休憩所とか、そういうエリアとか、あるいは休憩所ができないということは、本当にもう残念でたまらなかったわけですね。

そこで、私は少なくともですね、大台町に今そういう休憩所、あるいは物販販売をやるという計画で、町長が前者の議員のお答えの中で南勢、それからこちらのほうも含めて8市町村か何かが、そうしてやっぱり情報発信とか、そういうことのものをきちっとやるというときにですね、うちはここへ来てもらって紀北町ですよと、ほっとしてもらって、残念ながら三浦まで行ってしまうわけですね、町長、あそこがもう下りるだけになる。だから私は意図的にですね、その施設はもちろん三浦へそういう施設もつくってほしいし、希望はしておりますけど、今からの高速道路を踏まえて、その紀北町にストロー現象だとか、あるいは通過点にならないように紀北町にやっぱりそうした意図的に下りてもらおう。それから孫太郎、日本でも有数の熊野灘レクリエーション都市公園があります。その中に道の駅マンボウがあります。そしてあそこの池一帯、それからまた季の座も温泉も成功した。そしてこちらへ来ればこれ町長ご存じですね、日本交通公社の観光資源台帳の中でですね、B級と評価されたその紀伊長島町の海岸の紀伊の松島という道瀬があるわけですね。あれも県の土地がたくさんあります。あれも紀北町の安全で安心で、そして発展性のある場所として町長、庁舎にも選ばれた一画でございます。町長、よく聞いてくださいよ。一画であります。

それで、そういうですね、途中ですけど町長、この忘れん前にちょっと質問しておきますけども、町長はあそこの道瀬の日の出を見たことがありますか。これお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

道瀬の景色は素晴らしいと思いますけれども、日の出を見たことはないんです。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

全く残念ですね町長、僕は何10回となくあそこから後戻りしてね、家内を連れて朝日を見に行ったことがあります。それぐらい素晴らしい朝日なんです。そしてあそこから三浦へ抜けて、三浦の展望台へ上がると、夜中の2時になると、流れ星がたくさん流れるんですよ。そうしたね観光ゾーンはねいっぱいあるんですよ、町長。

そして、どんどんどんどんと直轄でできる高速道路を通らずにね、やっぱり紀伊長島インターチェンジで下りてもらって、そしてどっかそうした離れたところ、あるいはインターチェンジの近くでもいいです。そういうところへ意図的にですね、やっぱり紀北町の全体のそうした何かやっぱり広告塔というかね、そこで物品販売もできる。そして三浦まで行ったら、その三浦から船で島勝へも行ける。須賀利にも行ける。矢口湾も一望にして行ける。あるいはその白石湖にも行ける。そしてまた下りて銚子川へも行ける。こうしたゾーンがですね、いっぱいあるんですよ、町長。これを今手がけていかないと、この高速道路に間に合わないわけですよ、町長。

私はこの観光、それから産業、前者議員も漁業のことも今質問しておられました。燃料の高騰で全国的に漁業ができなくなって、魚もまともに食いにくくなるということも、今新聞テレビでたくさんやっているんですよ。今なんです。この紀北町を売り出すのは。沿岸漁業も発展させて、漁業者も年間1,000万円ぐらい売り上げられるような、そういう漁業、藻場やとか、そういう魚礁をたくさんつくって、町長、これをしっかりと考えていただきたいんですよ。その辺、町長何かプランがあるんですか。

この私は確かにこれはいくらかけてつくった観光プランかわかりませんが、是非このプランを肉付けしてね、町長、まだこの自然現象なんかも何にも書いてないんですけど、これ馬瀬のこの夜、秋から冬にかけて森林が生い茂るところのこの夜霧これを見たら、これも自然現象ですよこれ、町長観光になりますよ、僕から言わせれば、ロンドンの霧ぐらいですよこれ、素晴らしい町長、湿地帯もあって、町長どうですか、その辺お考え、きちっと聞かせ

てください。そんなプランを気持ちよく考えることに、この紀北町の発展があるんですよ。  
町長お聞かせください。

議長

町長。

奥山始郎町長

観光振興プランができ上がりました。その中で、今後アクションプランを制作することによって、1つの方向性、町の観光振興政策を実施していきますが、あくまでも議員が持っていらっしゃるいろんなアイディア、それはそれぞれに素晴らしいと思います。そのアイディアがどこまで、限りがありますんで、その範囲内で行政の財政範囲内で対応してまちづくりを進めたいと、このように思います。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

そうですね、町長。そのとおりなんです。ということは、私は前回の質問でですね、この観光プランに載っている集客、これ紀北町の入り込み客が延べ数で128万2,408人と書いてあります。それから熊野市は118万7,695名、それから尾鷲市で26万3,612人、そして御浜町で23万7,280人、紀宝町で18万8,242人、やっぱりこの、私は前はこれを基にこんなプランを立ててもいかんよということを質問したんですけど、ちょっと今日というか、この前から一般質問考えているうちに、やっぱりこれは大切だと思ってきたんですよ。この数字が。町長、これマンボウだけで84万5,000人入っているんですね。これは皆さんお持ちだろうと思いますけども、それから道の駅「海山」で11万5,000人、それから三重きいながしま港市で11万人、それから古里温泉で6万5,000人、お魚らんど海山で5万3,000人、燈籠祭り1日で5万2,000人、和具の浜海水浴場で1万4,000人、キャンプinn 海山で1万4,000人、古里海岸で1万人と、こうした数字が出ているんです。

それでここです町長、町長、ここでやっぱりここで気持ちを大きく持ってね、ここで下りてもらって、尾鷲のやっぱり仮称その尾鷲南インター、インターまでやっぱり車でね、行ってもらう、そしてやっぱり尾鷲市の2日目か3日目にですね、尾鷲市の古道センターでお湯をつかってもらって、深層水につかってもらって、そういうプランをやっぱりしっかりと何というか、尾鷲市と仲良くしながらですね、尾鷲市にもある大きなその元須賀利のそういう海の本当に隠れた観光場所なんかも利用したですね、大きなプランを是非立てていた

だきたい。町長、これがね町長在任期間1年ちょっとですよ、町長。町長、笑っておる場合じゃありませんよ。これは是非ね、私はもう札立てられてしゃべり過ぎて時間がない。町長、締めくくりに町長はこの在任期間のうちに、三重紀北町年末港市の建物を是非つくっていただきたい。これは要望じゃないんです。このことをお願いもいけないと言われた。つくるように町長ご返事をお願いします。ここで質問を終わります。

議長

町長。

奥山始郎町長

年末港市についてはですね、天候に左右されない開催の工夫や、常設化に向けた施設整備などの検討も必要であると考えておりますけれども、その用地の確保ね、それから出店業者の負担など、解決すべきことがいっぱいあると思います。それなどをですね、総合的に皆様と関係者と協議しながらですね、やっていくのがあるべきことではないかと、行政だけで先行もできなければ、身の丈にあった政策、これが大事だと思っております。しかし、議員がご提案された課題については、これは重要課題であると認識をいたします。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

それでは町長、今地震、災害の問題が前者議員からたくさん質問されました。そして随分財政もお金もかかります。私はこの建物はですね、あまりお金をかけずに、ただ屋根だけでもいいということを提案してですね、これで一般質問終わります。以上です。

議長

これで谷節夫君の質問を終わります。

---

議長

昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 57分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

議長

次に、1番 東篤布君の発言を許します。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、議長のお許しをいただきまして、6月定例会、一般質問をやらせていただきます。

まず、通告に従ってですね、皆さんにお配りしておる15ページですけれども、今回は1点だけ町長にお尋ねしたいと思います。前者議員さんもですね、たくさんの方が学校の耐震問題を取り上げておられました。その度に明確な町長から答弁をいただいておりますけれども、もう一度ですね、皆さんの質問を聞きながら、私なりにもう一度自分の考えを整理してみまして、どのようにですね町長にお尋ねすれば、またこの議会を聞いてくださっている皆さんにですね、この学校の耐震化の問題は町長だけの問題なのか、議員だけの問題なのか、いやそれは我々父兄と言いましょうか、親自身がですねしっかりしなければならぬ。このようなですね皆さんに気持ちになっていただければ、私の今回の質問の意味があろうかなとこう思っております。

いわゆる我々議員がどれほど町長にお願いしても、やはり町民の皆様から付託を受けて、町長は当選されたわけですから、この町長というのは皆さんご存じだと思いますけれども、大統領制でして、町長は最高の決定権者なんですね。だから町長はやると言ったら何でもできるんです。やらないと言えば何にもできないんです。だから我々はその町長の出してきた予算をよく見て、それを否決するなり修正するなり、そして提案させていただくのが議会であります。しかし、過去の流れを見てみましても、なかなか修正動議がとったり、予算が否決されたということはないわけです。

さて、本題に入りますが、これは町長に質問させていただくんですが、テレビをご覧の皆様

さんも議員さんも聞いていただきたいんです。どの議員さんもおっしゃっておることは同じなんです。なぜ一刻も早く学校をやっていただけないのか。まず簡単に言いますと、予算がないから検討しますとこうおっしゃってます。まず町長にお尋ねしたいのはですね、この小学校、中学校の耐震診断を、耐震診断というのはこういうことなんです。病院へ行って健康診断を受けるわけですね。どこが悪いかチェックを受けるわけです。そのチェックを受けた結果、悪ければ手術をするなり、治療せねばならん。これが耐震診断です。これは公共施設だけではなくて、国も県も町も予算出しています。皆さんのご家庭も耐震診断をされるべきですね。そのあとで耐震補強、直していくわけです。

ただ、町の場合にはもう1つ耐力度というのがあります。これはこれをやらないと予算をもらえないわけですね、だからこれやる。お尋ねするまでもなく、町長もご存じだと思いますが、元の紀伊長島町、今の長島区でございますけども、その小学校、中学校が非常に悪い数字が出たんです。震度5の地震が来たら潰れるのじゃなからうかと、これほど心配されております。真っ先に海山区のを見てもそうです。数値を見てもですね、まずどこからやるべきか、当然、例えばですよ、皆さん健康診断を受けてガンだと言われました。切り傷、どちらも大切ですけども、まず重い患者さんから手当をするのはお医者さんでなからうか、行政でなからうかとこう思うわけですが。

町長にお尋ねしますが、このような図面をもし町民に見せたとしてもですね、非常にわかりにくい、I s値、コンクリート圧縮比、耐力度、こう申してね、これを例えば広報に載せるとしたらですね、顔のマークがあるじゃないですか、こう今携帯電話でもね、危険な顔と笑った顔とあるわけですが、担当課長でも結構なんですけどね、もしこれをね、この数値を危険度を子どもにもわかるような顔マークで示すとしたら、そして数字で示すとするならば、どこの学校が一番危険なのかみたいなね、自ずとわかろうかと思えます。

それで今、建設課長にお願いし、今資料持ってきていただいておりますが、この本庁であるこの元の海山町の役場、そして元の紀伊長島町の役場、これも当時平成15年に耐震診断、いわゆる健康診断をしました。その数値がいかほどであったのか、その数値を出していただきまして、なおかつ学校の数値を明確にわかりやすく優先順位、いわゆる悪い順番からナンバー打つわけです。それをまず打っていただいて、答えていただいて、それをこれに当てはめたらどこから手がけるべきかが、自ずと見えてくるのではなからうかと思えます。

いわゆる私の質問にあります、1番の今の現在の現状ですね。これ括弧して保育園、幼稚園も含むとございますが、今回は絞ってですね、この小中学校を対象にいきたいと思えます。

これ町長ですね、順番をふってみてください。そして答えていただきたい。これが現状ですね。

それで2番はですね、これは生徒数であったり敷地面積とこう書かせていただきましたが、これはもう結構です。

3番の今後の計画を具体的にというのは、自席に戻ってから町長の答弁に対しましてですね、順次質問を通してですね、やらせていただきたいとこう思います。

まず、さきほど言わせていただいたように、この数字にですね、耐震診断、いつやられたのか、そして耐力度をいつやられたのか、僕は明確に覚えています。耐震診断、いわゆる健康診断が出て、駄目だと出たんですから、今からすでに教育長にお願いして、PTAの皆さんにもお願いして、統廃合を踏まえた、建替えを踏まえた、今の場所で良いのかどうか、検討していただけませんかと、こうお願いしたことがございます。それから早くも5年経ちました。であるのに、最も危険な校舎が未だ手つかず、この用紙を見てもいつから着工とも書かれてない。

前者議員さんも多くの皆さんが声を大にしておっしゃっておるのは、その方向性の示されない、先の見えないその不透明さに不安を感じておるのではなかろうかと、これは町民の代弁者である議員さんであれば、当然かと思うわけであります。だから、順位をまずふっていただきたい。それからあとは自席で質問させていただきます。

## 議長

町長。

## 奥山始郎町長

東篤布議員のご質問にお答えしますが、ちょっと私があらかじめ議員のご意向を伺っていたのとはちょっと違うように思いますので、保育所は省くということで、小中学校についてですね、概略の報告をいたします。ちょっとお待ちください。

この表は、さきほど議員もお示しになったようにですね、順番についてはこの順位については、今後我々はよくこの新しい耐震対策の法ができたもんですから、その後、それを精査してよく計画を練りますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、この表から拾い上げ、簡略ですがお答えをさせていただきます。改築はですね、相賀小学校はこれが耐力度が2,772ということで、一番低くなっております。それからこれは昭和31年、32年が建設された年ございまして、そのあとは53年と53年と2つ校舎がありますけれども、それをI s値から言いましても、コンクリートの強度から言いましてもです

ね、これは改築するのに一番最初にやるべき校舎ではないかという判断をさせていただいたわけでありませう。

そのあとはですね、東小学校も改築をこれは検討しなければならぬし、紀北中学校は当然のこと、これも今の言った数値が非常に低うございまして、これも改築をしなければいけないという判断をしておりますが、今度の法改正によって、つまり耐震強度の補修等に対してもですね、あるいは改築に対しても、補助率の上乗せ等がございまして、そのことでよく再度検討します。数値はこのまま使わせていただきますけれども、これから十分に判断してですね、改築を補強できるかどうか、非常に技術進歩の結果、どこまでできるんかということも検討しながら、やってまいりたいと思います。

それから、次には前者議員にも申し上げたように、屋内運動場が補強しなければならないのは7校ございませう。その中で相賀小学校については改築の際に同時にやっぺいこうということを考えておりますし、紀北中学校の屋内体育館につきまては、昨日申し上げたとおり、尾鷲高校長島校へ移転することを視野に入れながら、考えていきたいと思っております。そのあとの5校については、今度の新しい補助制度の中で、前向きに検討させていただきたいと、そのように考えております。

答弁漏れがありましたら、また教えていただきたいと思ひます。以上です。

## 議長

東篤布君。

### 1 番 東篤布議員

明確にお答えいただきまして、ありがとうございます。

町長、それな5年前から言うておるのやで、検討すると言うて、5年間経っておるんですよ。それに住民もそうですし、もちろん私を含め全議員がですね、今はないけれども当時の議員さんもこのテレビ見ておられると思ひます。まだ決断されないのかなみたいな。その決断されない理由はどこにあるのかな、こう思ひます。

そして、番号がふれない、どこの学校が一番悪いのか、わかってない。だからどこから直すべきか明確になってないんじゃないですか。僕は統合、いわゆる学校の合併論者じゃないんです。僕も田舎で育ったもんですから、田舎にある学校、今はないけれども分校なんかでも、僕は分校に行つてませんけれども、僕のいところへ行つてましたけれども、本当に懐かしいんです。1つの学校がなくなるということは、過疎化にね過疎化を促進するようなもの、拍車をかけると思ひている。だから残してほしい。だからこういう結果が出た時点で、教育

関係者皆さんが集まってですね、生徒数が減ってきた。このままでは一桁台になってしまう。そうなれば嫌がおうでも合併になってしまう。

であるならば、どうすれば生徒数が増やせるのか、合併して紀北となった今、耐震診断をしたならば、危なっかしくて入っておれない。宮城・岩手どころじゃない。中国の四川どころじゃないかも知れない。そのような古い町営住宅がたくさんあるわけです。新しく建て替えて、建て替えるのであれば、いわゆる生徒数の少ないところに学校を建てる。そうすれば子どもが増えてくるんでなかろうかという皆さんのアイデアが出てくるのではないかと思う。そういう協議をしていただきたいということは、15年にもお願いしたし、16年にもお願いしたと、こう覚えています。

そこで、だから是非ともお願いしておきたいのは順位決めてくださいね。ちょっと町長にお尋ねしますが、いわゆる最近ですけれども、国のほうからね遅いけれども補助率がちょっと上がってきました。まさかこのこと上がってくるであろうことを予測して、今まで町長は待っておられたんではないと思います。私は15年やったか16年の議会のときにも耐震診断の結果が出た。耐力度の結果を待つまでもなく協議してほしい。それでもう1つお願いしたのは、合併してから多分建てることになるでしょう。そうなったときに特例債が使えるんですかと、この予算のない町で耐震診断の結果、何校も建て替えが、それにお隣の海山町さんも踏まえれば、合併したあと予算がないじゃないですか、だからこの80億円からの特例債が使えるんですか、こう質問した覚えがあります。あのときに明確に教育長にお答えいただきましたが、今一度町長からですね、特例債のお金ができるのかどうか、お答え願いたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

特例債は、この相賀小学校については特例債を適用することを認めていただきました。これは大変有り難かったと思っております。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

他校についてはどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは、それぞれの学校について1校1校を協議をするということになっております。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

それは国からの答弁なんですか。もう合併する前から特例債の金額決まっていた。この特例債の使い道という本もございました。それを見て勉強されてないと、合併したあとこの予算を何に使うか見えてこない。その中でこの学校を使えるんですかと言ったときに、あのときの教育長の判断は、当町は、いいですか、何も教育長悪く言うんじゃないんです。あの当時、町長は自立論者でした。だから合併後のことは考えてません。いわゆる特例債が使えるかどうかは私はお答えできませんと、こうおっしゃった。

でも、合併となった今ね町長、特例債の予算が使えるのかどうか、明確に教えてください。検討して、町長が検討する前にもう国で決まっておるんです。いいですか、そこに副町長もおられるんだから、県の職員だからよくご存じでしょう。

議長

町長。

奥山始郎町長

特例債につきまして、学校の関連、改築とか補修について県の、県は国とも相談するんですが、この相賀小学校については特例債を起債することは認めるというふうになったわけで、これが前進した経緯もあります。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

当初ですね、国のほうの方針は、いわゆる両町にまたがってね、プラスになる。いわゆる学校も統廃合を踏まえたのであれば使ってよろしい。こういうことでした。じゃその後変わってきて、単独であってもできるということ明確な答えが国から出ているんですか。

これは県の職員であった副町長にお尋ねしたい。他校も特例債使えるんですね。今横で耳打ちされておったけど、直接教えてください。副町長。

議長

副町長。

紀平勉副町長

今、合併特例債というのはですね、合併によって何らか恩恵をもたらすといったときに、合併特例債が認められる制度でございまして、今回学校以外にもいろんな施設を1校1校、今回協議をして相賀小学校は適用したということで、1校1校協議が必要だということを伺っております。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

じゃ今からね副町長、協議しなければ使えるかどうか、わからんという答えですか。

じゃ何で15年にやって、16年に耐力度のあとなんでやってなかったの、今まで。合併して何年経つんですか。

議長

副町長。

紀平勉副町長

合併特例債につきましては、使える使えないは1校1校協議ということです。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

協議はわかっていますけども、大前提としてですよ、統廃合が前提ではなかったんですか。学校に特例債使うのは。それが国が基準を緩めてきて、その1校1校協議次第によっては使えるかどうか決まってくると、こういうことですか。もう一度お答えください。町長よりよくご存じやと思うから、失礼ですけど。

議長

副町長。

紀平勉副町長

すみません。私も起債制度あまり詳しくないんですけども、今、議員おっしゃられたようにですね、1校1校判断をしまして、例えば改築ならOK、改修なら駄目だとか、いろんな条件ございますので、ちょっと1校1校判断をしないとわからないということでございます。

議長

東篤布君。

## 1番 東篤布議員

言い換えます。1校1校じゃないんですね。いろんな事業ございます。その1件1件、案件案件について国と協議をして、もちろん県と協議をしてですよ。もちろん合併の促進するときに県が推し進めたんです。知事とも話たん。この無謀とも思える昭和の合併、平成の合併をですよ、私もいささかね、これで国が楽になるかどうかわからん。でも、国の大きな方針だから三重県中の市町村長にお願いしておるんやと話をされた。町長も一緒におられたと思う、あのとき。

そのときから特例債の使い道という本がございます。これ課長の中でそれ勉強された方はおりませんか。今になってですよ、合併前にそれを見ておかな、合併してメリット、デメリットは何なのかという話し合いされたじゃないですか。そのときにいいですか、あとから検討するんじゃない。その時点で県は明確に答えてくれてます。我々議員にも、町の職員にも答えてくれておったはず。いいですか、健康診断したのは合併前の15年ですよ、長島区の場合は。耐力度は17年と16年にやってます。それをこの時点になって協議もしてない。方向性も見えてない。これはおかしいことないですか、町長。

これ以上言うと文句になっていきますので、止めます。そういうことなんですね。わかってくださいよ。あまり言うと町長に嫌われる。いやいやわかる、だから町長、書いてあるのはわかる。抜けているところあるじゃないですか。真っ赤っかの、いいですか。メールで言うたらこんな怒った顔して、今にも震度5がきたらね、ここに何百人という生徒がおるんです。紀北中学校、東小学校、コア抜きするでしょう。コア抜きしたコンクリートがぐちゃぐちゃって碎けるほど弱いんです。それを耐震診断した技師が言うておる。びっくりした。僕はコンクリート技師で見てもうたんです。原因がどこにあるのか、塩なのか、いいですか。アルカリ反応なのかということなんです。

しかし、問題は、今、国で明確になっておるのは、型枠を外するのが早いんです。工事を早く進めるために型枠をどんどん外す、だからこれ養生期間少ないからこんなになったんです、原因はね。その工事のことはいいんですけども、僕はね真っ先にやってほしい。校舎が海山にも長島にもあるわけです。そこが抜けておるから力が入ってくるわけです。是非とも早くね、優先順位をつけて決めてください。そして県と協議して特例債が使えるのかどうか、決めていただきたい。いいですか、課長にさきほど言いましたけども、庁舎の耐震診断の結果、聞かんでも僕知っておるんですけども、庁舎のほうが良かったん。学校よりね。町長がおっしゃるように防災拠点である。その意味はよくわかるけども、僕もね孫が学校に通わせてお

るんです。もしねあんな地震があったらどうしようと思う。漁師の人も沖でなかなか仕事しておれんわけです。

地震があったら船は外へ逃げやないかん。であるのに家族が心配やから船が戻ってくるから事故に遭うんです。何言うておるかわけわからん。整理しまして、明確に順位を決めていただくということね。お約束してくださいよ。

ところで今、当町にいくつも学校あるわけですけども、そして三重県の防災危機管理部から出たきたデータを基にして、津波のシミュレーションございますけれども、最も危険だとされている校舎いくつもあるわけですけども、それについて地震の権威である川田教授に長島の場合は4、5回来ていただいておりますのじゃなかろうかと思うんですけども、この川田先生に来ていただいて、どの学校が当然危険か町長も把握されておると思いますし、どの学校が危険であるか町長のいわゆる認識度をお尋ねしたい。

もう1点は、川田教授にあれほど来ていただいて、どういう点を学んだか、いわゆる何点でも結構です。先生の話聞いてこういうことに心打たれて、それに防災対策として取り入れたのかということがあるのであれば、それをお答え願いたい。お願いします。2点。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

川田先生、京大系の先生でしょう。先生の講演は2回ぐらい聞きました。3回かな。もちろん当町でもやっていただきました。一番鮮明に残っているのは、地震が発生して津波が来て、1回目の津波が来てそれで決して安心してはならない。何回も津波というのは繰り返すものであるから、そのところはきちんと対応して、よく状況を判断するようにということ。

それから、やっぱりそうですね、私はその川田先生の講演からいただいた私のソフトの面ですけども、我々が毎度食事をするように、地震津波に対する知識と対応については、もう生活の中に密着させなければいけないと、そのように受け止めることができました。

以上です。

**議長**

東篤布君。

**1番 東篤布議員**

三重県に防災危機管理局が数年前にできましたが、それは町長もご存じだと思います。今まで隣の尾鷲さんにつきましても、自分とこの町の防災計画はですね、これは県ではなくて

他所の大学に頼んでおったわけですね。三重県は静岡、愛知、岐阜に比べて防災計画が遅れておると言われておる県ですけれども、遅ればせながら防災危機管理局ができました。できたと同時に、三重県の生物資源学科に依頼をしてですね、三重県全体の地震対策、いわゆる一刻も早く住民に地震予知を知らせようとシステムを構築されようとされました。

県の防災危機管理局のほうから当時ですね、まだ合併していませんでしたから、長島町のほうに、この中で、三重県の中で長島町が最もシミュレーションしやすい、データを出しやすい、つくりやすい、だからモデル地域にしたいから参加しませんかといった事業がございましたけど、町長覚えていますか。その事業に町長は参加されなかった。その理由はいわゆる情報公開の問題でと、こうお答えになったんですけども、いいですか。

三重県が、津波対策、地震対策と言って防災危機管理局、局ですよ、局をつくったん。課じゃないよ。課より上になる局をつくった。そこから一緒に研究しませんかと申し出があった。それを町長お断りになった理由をもう一度明確に答えてください。

それで、長島町がモデル地域としますと県が言った。長島町は断ったからモデル地域はどこへ行ったか、鳥羽にいった。だから素晴らしいまちづくりの予算も出てくる。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

モデル地域にいたしませんかということ、議員のほうがよく覚えていらっしゃって、私はそのことについては誠に申し訳ないけれども、記憶が定かでないんでありますが、もしそれが断ったのであれば、今、当時のことに詳しい職員にも聞いてみたいと思います。

**議長**

東篤布君。

**1 番 東篤布議員**

いや時間がありませんので僕がお答えしますがね、町長。僕は大学の先生にも来ていただいて、町長のところへ二度行ったんです。3階の会議室でね、ビデオを見ていただいて、県がつくった津波シミュレーション、1mの津波が来たらこうなります。1mずつに増やしていったときに、あのときに江ノ浦湾は3mやったか、町長のところもご自宅も含めて全部浸かってしまうと、こないなことでしたね。それは県のシミュレーションです。明確に覚えていません。

それ以前に浸かってしまうのは西小学校なんです。今の長島の名倉のところの呼崎という

地域がございます。呼崎という地域非常に土地が高いんです。でもあの堤防は津波対策じゃないですね。高潮対策なんです。もしあれを越えてきたとするならば、現に県のシミュレーションはあの片上池から水が流れて、そこに水門があるんです、水門が。そこから水が入ってきたと想定して、片上池の上流にあるとこの片上地区まで浸かるというシミュレーションも出ております。

となれば、片上地区までに行くまでもなく、東小学校も浸かっていくんです。赤羽川も上っていきます。そうすると紀北中学校浸かってしまう。誠に申し訳ない。長島のことばっか申しますけども、最も調査して知っておるものですから、例にあげさせていただいておりますが、この3校が最も危険な地域にあるんです。昔にも建て替えたのときに高台に移しませんかと話が出たやに聞いております。だから僕は、移せと言うておるのやないですよ。そのような協議をされて、低いところに学校があるのも1つなんです。避難場所になるから、だから強固のものにしていかんなんなんですけども、そのよう津波に弱いということは町長はご存じですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

私も昭和19年の津波を経験しておりますんで、津波に対する恐ろしさというか、恐怖感を持っておりまして、ああいうことはあってはならないとは思っております。そのための対策については県当局、そこから国にいくわけなんですけども、要望を続けておりますし、当町にとっては避難訓練をはじめ、町のできる範囲内で対策を逐次推進しているところであります。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

もちろん町のできることを避難場所であったり、食料品の確保であったり、町長が一生懸命されてくださっておるのはよく存じております。約3年前の災害のときにもですね、志子小学校にボートで行かなければ食料運べなかった。災害というのは海から来るわけじゃないですね。岩手県のように山が崩れてくる。そういうこともあるんです。それがあったんです、うちの場合、三戸川がね、大野内が割れました。海山では2名の方が亡くなった。大台では7名の方が亡くなって、まだ1名見つかってないんです。僕の友人のお母さんなんですけれども。

だから、私はその点も踏まえてね、もう一度ご父兄も踏まえて協議していただきたいんです。皆さんがこれで良いというのならそれでいいんでしょう。しかし、僕は初めて選挙に出ささせていただいたときに、ここにこのような危険なとこに校舎が建っておるのは、当時の町長でも議員さんでもなかろう、責任はですよ。ここに子どもを通わせておる皆さんでないんですかという話をさせていただいたことがございました。

だから、統合するにしても早くするにしてもですね、僕はこれは町長だけであったり、教育長だけの問題ではない。教育長だけの問題ではないと思うん。これは町民の皆さんが父兄の皆さんが声をあげていただかないと、なかなか行政というのは動かない。1人の議員がこれだけの議員が声を大にしてもなかなか町長決断されない。皆さんが声をあげてくれなければならないということを、テレビを通して皆さんにお願いしておきます。

さて、ここでまた問題を変えますが、合併当時の議員さんであればよく覚えておられると思います。いわゆる庁舎をどこに持ってくるかと協議したときにですね。海山区の庁舎の候補地が船津中学校でございました。三船中学校でしたか失礼、それで当時海山公民館で、今は町公民館ですけども、町営公民館、そこで約200名強の住民の方が集まって、ほとんどが三船中学校に子どもさんを通わせているお父さん、お母さんでした。なぜ三船中学校が庁舎なんですか。そのような話がいつ決まったんですか。そのとき明確に当時の町長おっしゃった。いや教育委員会でも協議した結果、うちは統合ありきなんです、中学校は。だからこの中学校は空いてくるんです。皆今度は相賀に行くんです。潮南に行くんです。こういうことです。

そのときに、僕は今ここにおられる元の喜多教育長にですね、お電話でお話したことがある。本当に海山はそれでよろしいんですかと、これだけ住民の皆さんの意向を無視して、これだけの反対が出ておるのにね、強引に中学校の統合するんですとか、そのような方向性で教育委員会としては決まっておるんですか、こう電話でお聞きしたら、方向性は合併あり気で決まっておりますとこうおっしゃった。そのこと町長ご存じですか。

なぜこのようなことを聞くかと言いますとですね、それほどの方向性を示して、決定しておった海山町がですよ、合併と同時になぜその方向性を失ってしまったのかなとこう思うわけです。

議長

町長。

奥山始郎町長

合併協議の中で、旧海山町の案として、庁舎の案として三船中学校が出たのは覚えております。そのときにいろんなご意見が出されたことも覚えております。

それから今の議員の質問では、なぜその三船中学校の統合の問題は消えたのかということでございます。しかしながら、統合問題は非常に大事な重要な案件でありまして、私は統合というのは保護者の方、地元の方々のご意見は十分尊重しなきゃいかんという考え方のもとです、学校統合についてはきたわけなんです。

そういうわけで、今のところ地元からそのような案は示されておられませんし、また伝統ある三船中学校はですね、十分安全な場所でありますもんですから、今のところはそのことは考えてません。

## 議長

東篤布君。

### 1 番 東篤布議員

僕の知人が子どもさんを5名、三船に通わせておりました。それでその方が泣いて公民館で訴えておったわけですね。家から遠くなる、家庭も貧しい、それだけ費用もかかる、こういう話でした。それと同時にそこは家族が多いもんですから、お兄さん、お姉さんの育った学校ね、弟たちもやりたいと、こういうことでした。そのような不安の中での合併でしたけれども、合併したあとに話が一旦全然消えておるわけです。だから僕はその不安を解消するためにも、住民の皆さんから声があがってくるのを待つのではなくて、町長のほうから皆さんに声をかけてですね、合併当時はこのような方向性を海山町は示しておりましたけれども、新たな町になった現時点で、皆さんのお考えはどうでしょうか。これからの生徒数の見込みはこうですと、そこで協議した結果、そのまま存続させまじょうと、そういう答えが出たのであればね、皆さんも安心するんでなからうかと思うんです。

僕は何も統合に賛成じゃない。僕はあのまま置いておいてほしいん。ただ、あのような状態で放ったらかしではね、父兄の皆さんも心配されておるんでなからうか、町長の気まぐれで、また庁舎になったりするんでなからうか、5年後にまた庁舎が移動するというけれど、また三船中学校出てくるんじゃないからうか、ひょっとしたら紀北中学校に庁舎が行くんでなからうかみたいな、要らん心配するわけですね。

だから、どうですか町長、建て替えも踏まえてですね、一度協議されてはどうでしょうか。その三船に子どもさんを通わせておるご父兄の皆さんの不安を解消する意味でもですね、町の姿勢ではなくて、町長のほうから皆さんに声をかけてされたらどうかこう思っております。

すが。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のご提案ということで、教育委員会と相談しながらですね、そのことについては考えていきたいと思います。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

是非お願いします。それはやっていただくことによってね、生徒数が少ない地域の皆さん、かなり声があがってくると思うんです。道路引っつけてくれませんか、学校区を外してくれませんか、三重県の中でもそういった町があるわけですよ。市町があります。だから一刻も早くやっていただきたい。

あと3分を切ったそうなので、最後に1点だけお尋ねいたします。町長のお答えの中に、紀北中学校を長島高校への移転を、いわゆる検討しておる、考えておる、検討と書いておりますね。移転の検討をしておると、こう書かれていますが、例えばね、町長こういうことが僕は長島の議員でありながら申し上げたらひんしゅくを買うかもわかりませんが、東小学校と紀北中学校と同じ敷地内に入るといことは不可能なんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃるのは、尾鷲高校長島校の敷地という意味でしょう。あれはですね、敷地的には相当余裕があるように思いますけれども、あれは高等学校の規格で建てられたものであって、中学校なら何とかそれに対応できるけれども、小学校の場合はあまりにも椅子の高さとか窓とかいろんなことが、高校仕立てになっておるものですから、それはちょっと難しいなという結論を得ております。そのことについては、教育長に詳しく答えをしていただきたいと思います。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

教育委員会のほうの見解を申し上げます。紀北中ですね、移転につきましては視野に入れて考えておりますが、今議員ご提案の東小についてはですね、本格的にいろんな討議をしたということはありません。ただ、そういう話もですねありましたので、少し検討はいたしております。そのときの話ではですね、やはり東小学校と中学校の並列となると、この規模の小さい小中学校ですと、いろんな点でですね、問題は少なくなるんですけども、例えば野球部、それから陸上部、テニス部といったですね、この部活動等と、小学校の生徒の運動場ですね、使用については大変難しい問題が出てくる。

やはりこれからも 200名以上ですね、生徒数を持つ紀北中、東小ということでございますので、そういった点も考えてですね、少し難しいのではないかというのが、私どもの結論です。

#### 議長

東篤布君。

#### 1 番 東篤布議員

私も大きなマンモス校である学校に高校当時通いましたが、中等部がございまして、高等部もございました。大学の付属高校、学校でしたけれども、非常に狭い敷地でしたよ。東京ですからね、グラウンドも1つしかございませんでした。それを時間割で調整しながら、なおかつ大きな運動会になりますと、他所のグラウンドまでバスで行ってやりました。

であるならば、紀北中学校のグラウンド残しておいて、そこで運動会等もできるわけです。例えばそこに2つの学校が統合したとするならばね町長、検討していただきたいのは2校を建てるよりはどれほど安くなるのかという点と、この2校の敷地が空いてきた場合、もしそれをですよ、議会の皆さんの承諾を得て売却をしたとするならば、どれだけのプラスが出てくるのかなと、学校建て替え等の予算が全部出てくるのではなかろうかと思うわけです。この3校を比べてみますと、最も県があそこに防災拠点にするんだと言い出したぐらいですから、いわゆる他校に比べて最も安全な地域の1つではなかろうかなと、思っておるわけですが、是非その点もですね町長、視野に入れたうえで、私は新たな学校を建てるよりは階段の段差を低くする。机を入れ替える。小学生の皆さんでも使えるように改築するほうが、どれほど安いかと思うわけです。その点も視野に入れて、教育長とともにですね検討していただければ有り難いかなと思っております。もう一度その点だけ答弁いただきたい。

#### 議長

町長。

## 奥山始郎町長

議員のそういう考え方については、非常にご立派な見識だと思います。今おっしゃった、例えば紀北中学校が長島校に移転することになったとしたら、今度は旧紀北中学校の跡地利用、それからまた建っている耐震構造になっている建物はどのように利用できるのかと、いろいろな方向からこれを考えるのがいいと思っております。ですから、この財政の厳しいときですから、あなたのご指摘は大変真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。

## 議長

東篤布君。

### 1番 東篤布議員

どうもありがとうございました。私は慎重に考えていただければ、決して無謀な提案ではないと思っております。合併前にも前海山町長とも相談してですね、私はそうされるのが本来の学校の姿ではなかろうかと話をしたことがございます。是非検討していただきたい。どのようにすれば、この苦しい財政を乗り越えていけるのか、子どもたちの将来になるのか、これを執行部だけで、いわゆる町長と教育長だけで決めるのではなくして、町民を交えてですね、考えていただきたい。そうすることによって、どのようにすれば過疎が防げるのか、どのようにすれば安全な学校になって、安心して子どもたちを育てられるのか、自ずといろんな方の答えの中からですね、意見の中から答えが出てくるのではなかろうかと思っております。

子を持ち孫を持つ親の1人といたしまして、1議員といたしましてですね、強く町長に要望いたしまして、多くの議員の皆様とともに深く町長にお願いしてですね、私の質問終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

## 議長

これで東篤布君の質問を終わります。

次に、11番 入江康仁君の発言を許します。

### 11番 入江康仁議員

議長の許可を得ましたので、今期6月議会においての私の一般質問をいたします。

今回の一般質問の内容は3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目は、後期高齢者の医療制度による紀北町に住んでいる、この制度にあたる高齢者の方々を守るために、紀北町長としてどのようなことを考えているのか。またこの制度をどのように思っているのか、町長のお考えをお聞かせください。

2つ目は、浜千鳥リサイクルから起こされた国家賠償訴訟による損害賠償に対してと、産廃訴訟の敗訴に伴う金 5,100万円が無駄金、死に金になったことに対しての町長の責任のとり方について、紀北町町民に明確に、またわかりやすく町長としての考えをお聞かせください。また3月議会においては、両方の責任は私にあると明解に答弁していることを付け加えておきます。

3つ目は、水道水源保護条例について、3月議会において合併をして約2年半になろうとしているが、1つの町に同じ条例が2つある。この異常事態に質問したが、明解な答弁が得られなかったので、再度質問を出すことにいたします。まず総務省の見解はどうだったのか、答弁を求めたい。あとは自席において質問いたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

入江議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町の訴訟代理人であります5人の弁護士は、以前にもご説明申し上げましたとおり、前産廃訴訟の一審から訴訟代理人をお願いしてきました楠井、坪井弁護士をはじめ、行政法や廃棄物処理法、環境問題に大変詳しい梶山、小林、高木弁護士で構成して万全の体制で臨んでおります。弁護士としての責務や姿勢に問題があるとは言えませんが、入江さんこれ誤解しないでくださいね。聞き取りのときに入っていましたんで、ちょっと読み過ぎましたのでごめんなさい。そういうことで、非常に弁護士に信頼を寄せているということを言いたかったわけでありまして。ちょっとねもう一度、また指摘してくれたら私は自席で答えさせていただきます。すみません。

それから質問の第2番目は、後期高齢者医療ですね、それにつきましてお答えいたします。

議員もご存知のように、この制度につきましては国民医療費の増加や少子高齢化の急速な進行等によりまして、従来の保険制度の運営が極めて厳しい状況の中で、今後も国民皆保険を堅持し、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとしていくために、平成18年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者を対象とする、新たな後期高齢者医療制度が設けられたものでございます。

この制度の概要につきまして説明させていただきますと、まず目的であります国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものにしていくというものであります。

次に、加入の対象者ですが、これまでの老人保険制度と同じように、75歳以上の全ての方、

ただし、生活保護を受けている方は除くということですが、65歳以上で一定の障害があり、この制度に加入することを望む方であります。

また、この制度の財源ですが、国・県・市町村による公費で5割、若年層からの支援金が4割、残り1割を加入者の方で持っていただくというものでございます。

次に、この後期高齢者医療広域連合と市町村の事務の役割分担ですが、広域連合におきましては財政運営、加入される方の資格の認定、それから管理、保険証の交付、保険料の算定と決定、給付に関する決定等を行います。一方、市町村におきましては、加入、脱退の受付や保険証の引き渡し、給付に関する申請受付、保険料の徴収を行います。

また保険証は、加入者一人ひとりに1枚交付されます。この保険証につきましては、毎年8月1日に交付されることになっておりまして、今年につきましては、現在対象者の方には4月1日から7月31日までの有効期限となっております保険証を、すでに交付させてもらっておりますが、新たに8月1日から来年の7月31日まで有効の保険証を7月中に加入者全員の方に広域連合のほうから送付することになっております。

加入者の方が病院にかかれたときの窓口負担は、これまでの老人保険制度と同じように、現役並みの所得がある方は3割ですが、一般の方や低所得の方は1割負担となっております。

また保険料につきましては、加入者一人ひとりが納めることになっておりまして、その額につきましては、所得などに応じまして一人ひとり異なります。ただ所得の低い方につきましては軽減措置もございしますが、息子さんが社会保険等に加入されており、その扶養になっておられた方につきましては、保険料を新たに支払うことになりましたので、負担が増えたということになります。

ちなみに本町の加入者の保険料ですが、所得の前提条件によって違ってきますが、一人暮らしの方や75歳以上の2人暮らしの方でそれぞれ1年間の年金収入が300万円以下の場合、国民健康保険に加入していたときの保険料より、安くなったという試算が出ております。

保険料の徴収につきましても、原則として年額18万円以上の年金を受給されている方につきましては、市町村の役場まで来ていただく手間を省くために、徴収コストを削減するために年金からの天引きによる徴収となっております。以上が、大まかな概要であります。

それからもう1つ、3番目にありましたですね。水道水源の保護条例ですが、水道水源の保護条例の改正についてでよろしいですか、改正やなかった。総務省の見解ですか。

ちょっとこの聞き取りがちょっとチグハグであったものですから、総務省の見解は知っておりますけれども、その誤ったことは言えませんが、ちょっとお待ちください。

短くて申し訳ないけど、これをお答えします。3月定例会の一般質問でお答えいたしました旧紀伊長島町で、前産廃訴訟が係争中であったため、合併前の旧町それぞれの条例を暫定的に引き続き施行しております。現在、施行中の水道水源保護条例につきましては、合併して2年8ヵ月が経過し、また前産廃訴訟も確定し1年が経過したことから、現在の条例が紀北町の両区にふさわしい条例になるよう、準備に取りかかっているのが現状でございます。以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行でよろしいですか、答弁漏れに対して。さきほど町長、自席に着いて答えるといった1つの答弁漏れですね。答弁漏れは、この産廃訴訟に対して、あなた弁護士のこといろいろと言ったけど、そういうこと聞いてないんですよ。だからしっかり聞いて、もう一回演壇で答えていただきたいと思います。議長。

要は、いいですか、2つ目は浜千鳥リサイクルから起こされた国家賠償訴訟法による損害賠償に対してと、産廃訴訟の敗訴に伴う金5,100万円が無駄金、死金になったことに対して、町長の責任のとりかたについて紀北町民に明確に、またわかりやすく町長としての考え方をお聞かせください。

それに伴って3月議会においては、両方の責任は私にあると明解に答弁していることを付け加えておきます、これは2問目の質問です。これに答弁をお願いします。

そして3つ目の水道水源保護条例に対する総務省の見解ということは、私は3月議会でやっても答弁もらえなかったから、今日やったん。それを調べてないではこれは済まない。これも明確に答えさせてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

この度の浜千鳥リサイクルがですね、国家賠償法によって損害賠償請求を起こしたと、そのことについては適正にこれを受けてですね、我々の主張を展開していくのが私の務めであり、しかもこの想像を越えるような大きな金額が示されていることについては、町民もかなりの不安感を持っておりますけれども、この不安感を払拭し、町民のご負担にならないよう

適正に対応していくことが、私の責任であると思っております。

総務省見解についての条例の問題ですね、についてはもう少し時間をください。

それからもう1つ、これまで平成8年から18年度までの訴訟費用は、委託料 987万円も含めて 5,161万 6,000円でございますが、議員はこのお金は死金、無駄金というふうに言われておりますけれども、これは決してそうではないと考えております。以上でございます。

**議長**

入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

それではですね、後期高齢者のほうの1番から随時質問いたしますね。今このですね紀北町に、この制度にかかる高齢者の方々は何人いるか、ちょっと教えていただけますか。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

何人いるかというご質問ですが、3,550名の方が加入されております。

**議長**

入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

それではですね、この加入された人たちの年金から天引きされる金額はいくらになります。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

天引き金額は2ヵ月ですね、これは。4、5の2ヵ月分で1,545万 3,200円でございます。

**議長**

入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

これはですね町長、私はいつも本議会でも私の議会だよりでも言っていますようにですね、この後期高齢者の制度にあたる方々は、この戦後の日本の復興に対しても、またこの地域に対してもですね、この地域の復興に対しても貢献してきた方々なんですね。そして今、この人たちが当然もらえるものだということで、自分たちがその年金をもらえることを楽しみに掛けてきた人たちです。それが急遽、その国の方針でこの後期高齢者医療制度というのがボ

ーンとできて、それを関係のない年金から天引きしとる。これは国がつくった制度でありま  
す。

しかし、この高齢者の人たちはですよ、当然自分の掛けたものだから自分の年金もらえる  
年になったらもらえると思っと思ったのが、この医療制度ができたことによって、医療費がか  
かるからといって年金で天引きされる。この制度はあなたどう思いますか。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

このことにつきましては、平成20年3月定例会でお答えさせていただいておりますけれど  
も、もう一回、初めからやり直します。

この年金から天引きするということについてはですね、そのご当人が金融機関へ出向いて  
納付することなどの手間を省くことが1つ。

それから後期高齢者の方の利便性とか、徴収事務コストの軽減を考慮したものであると、  
そのように受け止めております。

**議長**

入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

私は町長、そういうね制度的な国の制度をつくったことによってね、私は言いたいのは、  
この高齢者の方々を質問の内容で言ったように、どういうふうにするように町長が考えてい  
るか、あなたの施策はないんですかという質問なんです。そこのところお聞かせください。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

これは国が決めてくる新しい後期高齢者の制度でして、町レベルでですね、これをどうす  
るかということについて、大変重たいものがあるんですね、現在初めて動き出したところ  
ですんで、成り行きを見て町がどこまでできるんかということも検討しますけれども、おそ  
らくこの制度でですね、医療制度でありますんで、大きな括りの中で国民のご協力を得るべき  
だと思っております。

**議長**

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや、町長それは当然ね、国からできた制度というのは十分わかっているんです。私の言いたいのはね、町長あなたはこの紀北町の町長になって、この紀北町に住んで良かった。川端議員の質問にもあったように、ほほえみを持ってとか、いろんな綺麗ごと並べて言っている。しかし、紀北町の町民は合併してから決して皆が良いと思ってないんですよ。ましてこのいろんな、後期高齢者の医療制度に対してもですよ町長、国からきた制度は仕方ない、これは町長、それは仕方ない。

しかし、町としてやるべきがあるだろうということを私言いたいんです。私だったらね町長、私だったらこの後期高齢者が天引きされる金額、町で一旦補てんしますわ。助成するようになりますよ、私だったら。大体今聞いたことで3,550名、2ヵ月に一回でしょう、この約1,545万円というのは、だったら大体1億円じゃないですか、1億円の金だったら、これを後期高齢者のこの地域に貢献してくれた人たちに還元してやってもね、誰も言わないと思いますよ。そういう考えはないですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

私の考えでは、それはちょっと今のところ難しいと思っております、考えはありません。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あなたそんならこの住みよい町とか、いろんなこれは町長あなた1人でできるよ。私でもできるよ、あなたの立場だったら。予算に対してもですよ、無駄な予算が何億円も使っているこの予算に対してですよ、すぐにできることじゃないですか。これは当然見直せるでしょう。それまでの期間1、2年はね、それぐらいやってしてもいいんじゃないかと思いますが、どう思いますか町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

現在の紀北町におきましては、国が決めて、三重県で広域連合つくっているこの仕組み、この制度に順応していくのがいいことであろうと、それしかないなと思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや私はその制度は制度でやってくれていいんですよ。ただ、紀北町単独としてそのような予算づくり、今から言われる無駄な予算というのは道路、費用対効果の現われない茂原前山線に1億円、そして小山山側線に1億5,000万円と、これで2億5,000万円なんですよ。今なぜ道路が必要なんですか、この高齢者の方々はもうこの先10年ないかもわからない、今そのものが不安で暮らしている町に対してですよ、もっと高齢者の人に安心してする政策が、あなたはこの紀北町が安心して住めるまちづくりにつながるんじゃないですか、どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

まちづくりもちろん目指しておりますけれども、この高齢者医療制度だけを取り上げることは難しい。これは老人保健からきておる制度なんですよ。これは今まで扶養家族の人たちはその世帯主は払っていたわけなんで、それを個人にしたもんですから、一人ひとりが支払うことになったんで、皆さんがそれが非常に反対される理由であるんです。

ですから、これは保険制度ですから、保険料払うということは私は妥当ではないか。それから政府は今、この負担が重いのであれば、所得に応じて減免をしていこうということ、今考えておられるんで、今しばらくこの制度の成り行きを見て、対応するのが私はベターだと思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ちょっとう噛み合わない答弁なんですよ。いやいやいやいや僕は単独でと言うておるんですよ。国の制度はこの紀北町から言っただけで変わらないと思いますよ。当然でしょう、それは。だから紀北町単独で福祉の町でもいいじゃないですか、そういうところに予算のまちづくりの中で無駄な予算を削ってでも、今、優先順位でよくほかの議員も今回いろんな予算とか、いろんなことで言ってますけど、その中で今何をすべきかということを考えていただきたいんですよ。

だから、あなたが言うたように扶養家族がそうするのもわかる。また社会保険とか国民保険掛けていた人たちには安くなっているのもわかっているんです。それを精査しながらその高くなった人にだけ補てんをしたらですよ、これ1億円と言ったけど1億円にならない。そういう補てんをやったらどうかと言うんですよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のお考えもよく私は全く理解しないとは言いませんが、基本的な考え方がやっぱり噛み合わなくてもこれはお互いの政治姿勢というか、基本的な考え方ですから、それはお互いに認め合ったらいいと思っております。理解し合ったらいいじゃないですか。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいやいや理解してって、認め合ったらそんならしてくださいよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

言葉を慎みます。理解し合ったらいいと思います。ですから、私の立場で今のところはこの制度に則っていくということを言うてますんですから、ご理解いただきたい。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはわかるんですよ。だからね、だから僕が町長だったらすぐやれることなんです。あなたなぜできないんですかということです。できないの。はっきり言うてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

そこに根本的な違いがあってですね、あなたならおそらくやられるでしょうけれども、私の場合は考えられないということを言ってます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

同じやね、何回も言うても押し問答になる。だから町長、町長に言いたいのはね、こういうことになる。いろんな問題が起きてくる。だから予算にしてはですよ、無駄な予算は絶対に使わないように、また、執行しないようにしていただきたいというのが、私の考えです、町長。

だから、いろんなこれからのその費用対効果の現われない道路工事、また、あなたこの学校の問題でもね言っているように耐震構造の中で町長、今日の伊勢新聞に載っていたけど、これ約3年と、3年のうちと言っているけど、町長あなたの任期は何年ですか、あと。

議長

町長。

奥山始郎町長

私の任期は来年の11月12日まで。

11番 入江康仁議員

何年と何ヵ月。

奥山始郎町長

1年5ヵ月です。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

1年5ヵ月ですね。これ3年先のことをあなたこう言っているけど、あなたやるんだったら任期中にするのが、あなたの使命じゃない。あなた次町長、またやれるという確信があつての答弁なんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのような見解は持っておりませんので、今、与えられた任期中に最前を尽くしていこうという意思はありますけども、それ以外のことは考えておりません。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

当然ね、なぜ僕はこういうことを言うかと言うとね、要は旧長島町のある町長がおったと、そのときは久賀坂を抜いた赤羽へ行ける隧道の計画をやっていたと、しかし、町長が変わればこれはストップになって違うルートになったと、こういうこともあるから、あなたは任期中にやれないことを私は言っているのかなと、言葉に責任があるのかなということを聞いたわけですが、どうですか、そこ。

議長

町長。

奥山始郎町長

ですから、今、与えられた任期中にやれることはやるし、できないことはできないということをお願いしておるんです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃあね、この3年と言うたって町長、これ予算付けしてね、予算だけそんならちょっと使って、あとはもう知らないよ、次の人に変わった場合やってくださいよ。次の人はこれはちょっと前の町長の試算は悪かったなと、改めることがあったらこれはどういうことになります。

議長

町長。

奥山始郎町長

私が任期中の間だけ何とかしのげればいいという考えは持ってなくて、あの方はどうなるかわかりませんが、長期のこの紀北町がですね安定的に発展するためには、やっぱり財政の健全化というものが必要であるという認識のもとにですね、行財政改革を進めているわけですから、その辺はわかっていたきたいと思いますね。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あなたのその健全化ね、健全化だったらこの無駄な予算はどんなんですか、私の指摘している。あなた予算を組む行政の、最小の金額によって、数字によって最大の効果を現すとい

うのなら、あなたもさっきの答弁で前者議員の答弁でも言っているようにですよ、この費用対効果の現われない道路工事をどないして説明するんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは予算査定の中ですね、費用対効果無駄である。どうであるという判断は、最終的には私がいたします。ですから、あなたがこれは無駄やと言うても考え方の相違というものがあります。昨日も前者議員にも説明いたしましたけれども、この2つの道路はすべて町民の安全・安心を第一に考えた長期にわたる、将来にわたって考えた道路の整備であります。ご理解いただきたいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

安心・安全のためのね道路だったらね、町長、このそんなら前山茂原線というのはね、これ久賀坂トンネルを掘って初めて意味のある道路だったんですよ。それを今、後期高齢者、高齢者の方々ばかりですわ。それだったらこの人たちにちょっとのもんでも補てんしたほうが、この人たちが喜ぶんではないですか。あなたの言っていることは20年前の陳情のことを言っているんでしょう。20年前と今はもう時代が違いますよ町長、そこはどう思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

20年前は私はこの立場にいなかったけれども、私は着任してから9年半経ちますけれども、その間にも陳情は受けてますし、あなたがその地域の方が高齢者でと言われたことについては、そこだけということは難しいのではないですか。道路はずっと将来的にこれを活用するものですが、久賀坂との関係は私は考えておりません。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これ以上ですね、言っておっても押し問答になります。次に進みます。

それじゃ町長、その産廃訴訟の5,100万円使ったことに対してのね、あなたは責任は認め

ておるんですよ。ただ私は前者議員も言ったように、町長の答弁、言葉、政治家においてね言葉の責任をとらない政治家というのは、これは政治家ではないんですよ。それに対してのこれ 5,100万円という金額は、今、一般職の退職金はいくらですか、町の職員。

議長

町長。

奥山始郎町長

勤務年数等によって違ってきますけども、おおむね 2,500万円ぐらいかな。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうでしょう、町長、役場の職員が一生ここで働いてですよ、そして 2,500万円退職金、これ 2 人分放ったるんですよ。あなたこれの責任は認めているけど、取り方を言っていないから、どういうふうにするかということ、それを明確に示してください。

議長

町長。

奥山始郎町長

一連の裁判の中でですね、これは産廃訴訟は町の敗訴となりました。しかし、そのあとに国家賠償法による損害賠償請求は来ておりますから、これに適切、適正に対応してですね、町民の皆さんの負担を軽くして、できるだけなくすような対応をしていくのが、私の責任の取り方であるということをしたわけなんです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いや町長、それはあなたの詭弁でしょう。1つの責任取らずして、次の訴訟が起こったから、これを見てというのは、それは私は納得できんけど、議長きちんと答えて、私は産廃訴訟のケースは終わったと、自分とも言ったでしょう。終わったことに対して1つけじめを取るのが、町長ではないですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

だからそれは終わって、それが町の敗訴になったけれども、それから損害賠償が来るわけですから、それについて対応していくということが私の責任であります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、ちょっとちゃんと答えさせてください。私はこの産廃訴訟に対してのこの5,100万円使ったことに対して無駄金になったじゃないかと、これの責任を問うている。次の産廃訴訟は産廃訴訟のように、また今からやりますよ町長、私は。別やろそれは。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはお互いの考え方、議員と私の考え方が噛み合わんところがありますけども、いやいやそれはそうじゃないですか、町が取るべき道をとってですね、その結果裁判で敗れたと、それでどのような責任を取るかということ、私はその一連のものとして認めてですね、それをその次のステップでくる損害賠償請求事件について、適正に対応していく責任を果していくということなんです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ町長、あなたあと1年5ヵ月だと言っておったけど、これまで解決できるんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

それはわかりません。ですから、わからんでしょう。だから与えられた期限の中で精いっぱい努力をいたしますということなんです。次のことはわかりません。どうなるか。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長そやけど、町民も皆見てますよ。それはあんた責任の取り方ではないでしょう、あん

た。それはあなたの任期中にすることで、産廃訴訟にいたっては敗訴した時点にあなたの責任が追及されんでも、これはすぐに北村議員、あの当時やった。すぐにね3月議会において、それで責任を追及したけども、あなたもそのような、あやふやなことやった。これを見守るのが私の責任ですというのが、北村議員の質問にあなた答えておるよ。それは私はそのときあなたには追及しなかったけど、今になってはそうじゃない。もう大きなお金も動いておることに対しての1つのけじめをつけなければ、次の責任はなぜ取れるんですか、町長、私おかしな質問してますか、町長ちょっとほんまに町民にわかりやすく説明したってください。

議長

町長。

奥山始郎町長

私は今まで答えてきたことは、町民の皆様にはわかりやすく言っているつもりです。しかし、それがいけなかったら、いろいろ反論とか、町民からくると思います。ですから、その辺のともご理解いただきたいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんならもう責任はこれで終わりということだね、あなたの言うのは。

議長

町長。

奥山始郎町長

これで終わったとは言いません。今も責任を果していっておるわけなんです。進行形、進行中です。そういうことです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃあなたは産廃訴訟と損害賠償は一律で、今回1,200万円を3月議会で弁護士費用に求めた、これも一連やと思うておるのや。この損害賠償は何に関して起こったのですか。何が原因で起こった。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは産廃訴訟で原告が勝った。その勝った原告さんがですね、勝ったんだから、この企業が事業をやっておいたら、これだけの利益があった逸失利益と言いますよね、まあ難しい言葉、それあったんだから、そのあった利益に対して損害を被ったんだから、それを賠償しようと、そういうことで起こったんじゃないですか、そうでしょう。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行でちょっと言いますよ。私言うのは。

議長

いや質問でちょっとやってください。

11番 入江康仁議員

町長は、産廃訴訟と損害賠償で言っておる、私は別々やと言うておるんです。別々なんです、現実には。

奥山始郎町長

別々やけども、一連のものなんです。

11番 入江康仁議員

だから、私は、議長、言うておるのは、産廃訴訟に対しては1つのね、町長いいですわ。そんなら民事訴訟法の325条の差戻し等の第3項読んでいただきたい。ちょっと読んでください。いやいや町長に読ませたって、理解させやなあかん。

議長

質問です。議事進行は受けてません。

町長。

奥山始郎町長

じゃ読ませていただきます。これは民事訴訟法の第325条3項、前2項の規定により差戻し、または移送を受けた裁判所は、新たな口頭弁論に基づき裁判をしなければならない。この場合において、上告裁判所が破棄の理由とした事実上、及び法律上判断は差戻し、または移送を受けた裁判所を拘束するです。以上です。よろしいですか。

11番 入江康仁議員

それどないして理解しておるかということ。

奥山始郎町長

これは読んだとおりでありまして、これはですねそのとおりですよ。このとおりなんですよね。差戻し、または移送を受けた裁判所、つまり最高裁から差し戻された高裁はという意味ですねこれは、そうでしょう。受けた裁判所は新たな口頭弁論に基づき、裁判をしなければならぬ。これやりましたよね。これやったじゃないですか。

11番 入江康仁議員

やったというだけではなくて、意味を言うてくれやなあかん。理解せな。

奥山始郎町長

だからこの場合において、上告裁判所が、つまり最高裁がね破棄の理由として事実上、及び法律上の判断は差戻し、または移送を受けた裁判所を拘束する。これは最高裁が高裁を拘束するという事なんですよ。そうでしょう、それしか読めん。

11番 入江康仁議員

違うさ町長、一番大事なところはね、新たな口頭弁論の裁判を、ここなんですよ一番大事なものは。あなた一番大事なところを抜かしておるから。

奥山始郎町長

いややっておるじゃないですか。口頭弁論。

議長

入江議員、町長はこのような判断でございますので、質疑を続けてください。

11番 入江康仁議員

議長、これ答弁になっとらんのに、あんた、次質問せえと言ったって無理があるよ。議事進行よ、これ。

議長

入江議員が読めということで町長が読んだわけでございますので。

11番 入江康仁議員

それでは町長、新たな口頭弁論に基づき裁判を、これはね新しい違う今までの観点と違う裁判所が示した新しい口頭弁論で、新しく裁判せえということでなんすよ。そこ理解していますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

その見解を、私はそれは高裁から最高裁へきたことについては、新しい裁判ということの意味しておるのじゃないですか。最高裁から高裁に差し戻した場合の裁判は新しい裁判という意味じゃないですか。そうでしょう。そうでいいじゃないですか。

11番 入江康仁議員

あとの答弁がなってないから。

奥山始郎町長

そう理解いたしましたと言うておる。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからあなた今言うたように、新しい口頭弁論の裁判開いたんや。ここでも1つ違うんですよ、もう。今までの係争の一審、二審、あなた一審、二審勝ってるからってさきほど言うたけども、それそんなら一審、二審の勝っていることで先をどう考えておるんですか、答弁ください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、いいですか。今、議事進行もらったんで、それでさ町長、要はこの一審、二審をあなたは以前の予算の3月議会するときね、どういうふうにこの損害賠償そんなら闘うんだと、これはそやけど産廃訴訟の責任はあやふやになっていったな議長、そやけど。これはこれでいいわ。町長、町長あんた笑っているところやないな、あんた。笑っておるやないか。

奥山始郎町長

笑っておらへん。一生懸命答弁考えておる。

11番 入江康仁議員

一審、二審であなたがね、どういうふうに闘うんだという議員の質問に、議長いいですか、一審、二審勝ってるから、それで闘うのだという、それじゃ根拠を示してください。これで勝てるのかということをおね。そこを議長、ちゃんと答えさせてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

私は一審、二審で勝ったことが生きている言うたことは覚えています。ですから、それをもう少し詳しく言いますと、それは規制対象事業場認定取消がされたわけなので、それは最高裁によってそれが取り消されたと、しかしながら、一審、二審で勝った事実認定は生きているんですよという、これはそれなりにこの裁判に活用することができるという意味であります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね、それに基づいてのこの名古屋高裁の戻し審の判決、判決ね持ってます。原判決を取り消す、ちょっと読んでいただけますか。1番、2番、3番判決を。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはですね、平成18年2月24日の名古屋高裁の判決文主文です。

1. 原判決を取り消す。2. 被控訴人が平成7年5月31日付、規制対象事業場認定通知書によって、控訴人に対してした控訴人の産業廃棄物中間処理施設に対する規制対象事業場認定処分を取り消す。3. 訴訟の総費用は被控訴人の負担とする。以上でございます。

11番 入江康仁議員

だからそれをどないして理解しますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

私はこれはその裁判所の判決文ですから、これは真摯に受け止めております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうですね。それじゃさきほど町長が言ったように、この事業ができなかったら利益を生まないからというところですね、ここをね町長、その判決文の、言います44ページの上から2行目、現に三重県というところからちょっと読んでいただきたい。10行目まで、もしあれやったら課長に読ませてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

この朗読については、課長に読んでいただきます。よろしいですか。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは朗読をさせていただきます。44ページの2行目からですが、その他被控訴人はすでに三重県の指導要綱に基づく事前協議手続きが進んでいたため、控訴人において従前の事業計画を大幅に変更することは不能と考えられたと指摘するが、廃掃法による施設設置許可申請手続きを最初からやり直させるか、軽微変更であるとして従前の手続き内での変更で足りるとするかは、三重県が判断することであり、被控訴人が判断すべき事柄ではない。

また、仮に最初からやり直すよう指示された場合に、それに応じて手続きをするか、断念するかは控訴人の判断であり、被控訴人が判断すべき事柄ではない。そのような点を考慮して指導を差し控えることは、最初から控訴人に事業を行う機会を与えないことに帰し不当である。

また、被控訴人は、本件事業計画に不備があったものとする指摘するが、これらによって控訴人の本件事業計画を実現不可能であるとは断定できない。以上でございます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、今の部分どう理解いたしますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは名古屋高裁の判決文ですから、私はさきほどと一緒に、これは真摯に受け止める。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうじゃないんだ。事業ができないということに言うから、これをどのように付け加えて

どうですかということです。だからあんたが読んだほうがいいですよ。

奥山始郎町長

ああそういう意味ね。るる指摘するが、それらによって控訴人の本件事業計画が実現不可能であるとは断定できない。そうだと思います。

11番 入江康仁議員

違うんさ、あなたは事業できないと、ここに事業がするかせんかは、控訴人、つまり事業者が決めることというとする。あなたが決めることじゃないやろというとする。

奥山始郎町長

そのとおりです。そのとおりですよ。

11番 入江康仁議員

だからあなたは事業できないとして闘うというから、これは。

奥山始郎町長

いやいやできないとしてじゃなくて、それはそのとおりです。その事業するかしないかは、それは事業者が決めたらいいいことだと思ってます。私が決めることではない。それはわかります。だからこれ本訴訟に入ったとき。

本訴訟に入ったときに、いろいろ主張していくじゃないですか、準備書面でね。その中でいろいろの手法の一端を自分の頭で言うたわけで、それが採用されるかどうかわかりませんが、基本的にはあれは事実認定としてあると、存在しておるといえると思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね町長、その事業者が、もしそんならそれはこれから起こり得ることです。それじゃね町長、あなたはこれが敗訴になって、これは金額、そんならその国家賠償法というのはどういう意味のものなのか、これははっきり言うてもらわな、共産党の岩見議員さんがこの4月30日のあれでですね、30日の紀北民報によってですね、あたかも事業者のほうが悪いというような、町民一体で皆闘いましょうとか文面出たけど、これはどういうものかということ、町長あなた国家賠償というのは、もう一回国家賠償のどこ読んでいただいて、それで町民に明確な意見をお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

国家賠償法は原告が被告に対して、この今回の場合は町に対して、自治体に対して損害賠償請求するものであると私は記憶してますし、詳しく担当課長に答えさせます。よろしいですか。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや国家賠償法とにかく朗読して、その中でまた質問します。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは、国家賠償法を朗読させていただきます。

第1条ですが、1項で、国または公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときには、国または公共団体がこれを賠償する責に任ずる。

2項で、前項の場合において、公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体はその公務員に対し求償権を有するというものでございます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、そののところどう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほども言いましたように、国家賠償法は自治体にくるものと思っております。しかし、その次のステップにおいては、どういうステップか知りませんが、自治体の長である者が、その次に責任がくるものと思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうじゃないんだ町長、その公権力の有する公務員ということは、町長あなたでしょう。あなたが判断を間違ったことによって、この国家賠償が起きておるんでしょう。だから産廃訴訟に対してのあなたの判断が間違ったから、国家賠償につながっているんでしょう。だからさきほどのところへ戻るわけです。そこをどう考えます。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは国家賠償法についてはですね、その訴えを起こされた場合には、それを受け、それに応訴しなかったら、いやいやいや応訴しない場合には、そのまま通っていくわけなんです、請求額も。ですから、応訴します。それは判断ではなくてせざるを得ないんです。そういうことです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そういうことを僕は言ったんだ。それは当たり前のことなんだ。誰が公務員というのはあなたになるんでしょうと、だからそういうことを説明してくださいというの。今の文書読んで公務員、公権力の有する公務員というのは、これは私にあたりますと、私が判断誤ったから、この産廃訴訟は負けましたと、これが最高裁の判決でしょう。それで戻し審でそのような結果が出たんです。あなたの過失なんでしょう、判断が。だから議会にもここは間違っような理解をしておる議員もおるから、きちんと答えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

私は責任を回避するつもりはありません。しかし、この立場に着任したときから、もうすでに産廃訴訟が進んでおりました。その中でですね、名古屋高裁へ行ったのが初めて覚えております。そのあとの対応については私の責任でやってまいりましたから、国家賠償法における公権力の行使については私が責任があります。それはわかります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやそうじゃない。要は町長、あんたの判断はあなたは今までやってきた継続でと言うけども、あなたは町長に立候補したときに公約で出たんでしょ。これ引き継ぐと、そこを答えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

その立場になったときには、それは受けざるを得ないんです。公約ももちろん町民の皆様に申し上げております。以上です。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから、それに対して公務員の公務員のところはあなたは指すわけですね。あなたが判断間違ったからこの産廃訴訟は負けたわけですね、そうでしょう。その前任者から引き継いでもあなたが現町長ですから、あなたなんでしょう。そこどうですか、そんなら。

議長

町長。

奥山始郎町長

この損害賠償請求については、まだ。

11番 入江康仁議員

いやいや産廃訴訟がなっているから、ここでその国家賠償のあれが。

奥山始郎町長

国家賠償法に基づく損害賠償請求は、まだ本訴訟に入ってないけども、結果も出てないんですから、そこまで議論はできないと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやそれはね、今の時点においては、印紙代を貼るか貼らんかだけのことですよ。だけど起こされておるのは事実でしょう。これから起こり得ることじゃないですか、だからそれに対しての公務員としてのあなたの間違ったことに起こったことじゃないですか、そこだけき

ちんと。

議長

町長。

奥山始郎町長

それは、ということは議員が産廃訴訟から一連のものだということにご認識しているという意味でしょう。

11番 入江康仁議員

いやいや別と言うたのに、あんたが一緒やと言うたやないかな。

奥山始郎町長

いやその流れとしては、原因が産廃訴訟で敗訴になったのが原因で、そこから国家賠償法による損害賠償請求が出てくるわけなんですから、それは関係ないと言えませんよね、これは。

11番 入江康仁議員

あんたが答えたからそうなったじゃないですか、わしは別と言うたんやな。

奥山始郎町長

別と言うたけども、それは名前も別なんですけども、原因とこの今起ってきたこの損害賠償請求とはつながっていると考えてもいけると思いますね。

ですから、訴訟救助の申し立てやってますけども、本訴訟はまだ起きてないんです。だから結果もまだ出てないんですから、そこまで言えない。しかし公務員というのは私は代表しています。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね町長、これはどっちみちなりますわ。訴訟にはなるでしょう。あなたも認識しているでしょう、どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

なるでしょうと思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね、3月議会でも言ったように、あなたは一審、二審は勝っているから、その中のいろんな意見を聞いて、勝訴に向けてやるんだということを言ってますよね。これは否定しませんね。どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはこれから、あのときはそういうふうに言わせてもうたけども、言うたのは事実認めます。本訴訟になったときには代理人、その他の関係者と協議のうえ進めさせていただきます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでその中で、私は3月議会にね予算を組むときに、弁護士費用の1,200万円に対して、町長あなた勝てるんやろなということを言いましたね。それで勝てるからやるんだということで、私はあのときにそれじゃあなたはこの1,200万円という金を予算計上するんだったら、供託金みたいな形でと私は言いました。供託金みたいな形で1期の退職金ぐらい置きなさいよと、そうやって供託金、あなたはそんなら裁判所にせんならんもんか、何かと勘違いしたような答弁して、弁護士に相談すると言うたけども、これはどうなったんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

よく代理人と相談のうえ対応します。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あなたは相談すると言うたんやって、ああそうかというんじゃないやろ。

議長

町長。

奥山始郎町長

申し訳ないけれども、そのことを代理人にまだ相談してないし、現在のところ供託する気持ちは持ってないんです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、この問題はあなたの供託というね、今言うたのは認識でとられるもので、私も供託というようなことは取り消します。

それじゃ町民に対して 1,200万円、これからまたいろいろ要るだろう。そして損害賠償の金額も決まるだろう。そうしたときのためにも、あなたは無駄にこの 1,200万円予算計上したから、町民はあなたが言うことを信用して勝てると思うてやっておるから、だからそれに対しては1期の退職金なんかを担保に、町民に対して担保にそんなら置くような格好でね、安心させたらどうですかということなんですよ。そこはどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは損害賠償請求事件は受けざるを得ないし、これを勝利に導くように、それを思っただけで頑張っておる次第でございます。ですから、供託金は必要ないと。担保も今のところ考えておりません。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんならもう町長、あなたはこれ簡単に思っただけのやね、そんなら。あなたはそんなら町長辞めたら関係ないというような考えじゃないですか、ちょっと聞かせてください。不安になってきたわしも。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはね入江議員、町長を私は辞めるとしても、その責任はついてきます。ついてくるんです。請求できるんです。ですから、それは認識しております。

だけど、前回の3月の議会でもあなたによく似た質問されて、私にはまだ資産が残ってま  
すという答弁をしたつもり。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あんまり町長、資産残っておるといようなこと言うたらあかん。そしたらその資産で  
もさ、たっぷり置いてますと言うたらどうですか、町長。どうやな、その資産を担保に置いて  
おくと言うたらどうやと、今質問したんやんな。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほども答えたじゃないですか、私は担保に置くつもりは考えてないと、そういうこと  
を考えてないと。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ町長は、町のこのやはり町政に対するいろんな訴訟に関しても何でもそうだけど、  
あなたは私からとったら今の答弁はですね、町長、自分のお金じゃない。自分と腹痛まない  
わというよな、私はそういう受け止めかたしたけど、本当から言うたらね、私はもう産廃  
訴訟のあれは辞任にあたるものと、私やったら辞めてますはっきり言って。

町長、それぐらい笑い事やないんな町長、これ今あなたがいろんな施策を訴えて、議員に  
対しての質問から施策いろんな計画を言うておる、紀北町の将来も述べておる。しかし、こ  
の問題が解決しないうちは、いつ爆弾が落ちるかわからんあたりで、あなた自信持って言え  
ないでしょう。

普通の行政マンだったらこれ言えないですよ、町長。さきに一番先にこれ解決する。全力  
を投球するものじゃないですか、それがあって初めて次の紀北町の展望が開かれて、あなた  
も紀北町の町長としてのいろんな構想、発想がビジョンいろいろのものが言える立場になる  
と思うんだけど、あなたのは逆なんですね。この問題先送りにしてというよな考えだから、  
つじつま合わんと思いますけども、どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

考え方はそれぞれございますけれども、一連のものと考えたうえで責任を、これからの、何回も言うようですけれども、対応していくのが私の責任の持ち方、それでそれを放棄して辞めるとすれば、それはあなた敵前逃亡ではないかと言われる言葉もあった。いろいろあって総合判断の結果、私はこれに取り組んでいるわけですから、それは自分で判断をいたします。自分の進退については。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや進退そのもののあれもそうだけど、あなたの言った施策、紀北町の合併してからのビジョン、いろんな質問に答えたでしょう。それも絵に描いた餅になるよというの。このままではね。この学校の耐震化でもどうです。これがボーンとできたときには何もできなくなる。皆これを不安に思っておるのは町民なんですよ。町長、そこはどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

それは議員は自分の関係する会社の原告が勝つという前提で、ものをおっしゃっておられると私は受け止めた。私は町の主張が通るだろうということを考えておる。そこで噛み合いませんよ、それはね。そこは理解してください。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんならもう一回、町長、わかりやすく質問いたしますが、明確にこれ答えてください。噛み合わないって、この国家賠償は次のものだからそれは噛み合わない。それはあなたが勝てるとしたら。今度は産廃訴訟はそんならあなたの責任の取り方なんですか、そこに戻りますよ。産廃訴訟をやってきた。その中であなたはこれは施設を建てるか、やらずか、やらさないかの闘いであったわけですよ。それに対して 5,100万円のいろんな訴訟費用があった。弁護士費用含めて、これに対する責任をとらずにですよ、今度は国家賠償は必ずこれは数字が動きますよ。そこらあなたの認識が噛み合わないでは、これは違う。町民はそんなに馬

鹿ではない。あなたの質問これは町民皆見ている。そんなもんじゃないですよ。それじゃあなたも町の産廃訴訟で負けたときのことも考えておるんでしょう。あなたは勝てると言っておるけど、産廃訴訟も勝てると言って負けた。この損害賠償も勝てると思うて負けたから、どうだというのはもう通らないよ、町長。

ある町民が私に言った。入江さんて、何とか負けてくれんかと、いやいやそんな町民の負担とか、町長のねはっきり言って、考えによるよと言った。しかし、私は言ったのは、私どもも入江さん当然払わんべきだと思っておるのも町民も事実です。それは入江さん、あなたもいろんなことをされたからというのもわかっている人はわかっているんですよ、町長。そのところをそれじゃ負けたときと勝ったときの責任を、やっぱりあなたが答弁するのが責務じゃないですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員は私が使った噛み合わないということを、何か議論をされているようですが、その意味はあなたが関連する原告が勝訴した場合のことを想定して、ものを言っておられる。私は町が勝訴するだろうという思いでものを言うておる。そこで噛み合うわけがないから噛み合わないと言ったんであって、それぞれこの裁判に対する思いとか情熱というのは、それはお互いに持ってますよ。ですから、あなたが今すぐ言っておられることは必ずしも、僕とあなたは一致したらこの裁判は成立しないんです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから、私はそれはそれぞれのあなたは今、国家賠償、だから私は産廃訴訟でそんなら負けたときに責任も、国家賠償に対する責任も一緒のような答弁されたら困るよということ言っておるん。ここを明確にちょっと理解させたってください。また、今までみたいに今度は国家賠償が終わって次には何があるか、もうないんですから。一連じゃないんですよ、これは。

議長

町長。

奥山始郎町長

これから起きるであろう裁判の結果についてですね、今の時点で想像してものを言うことは差し控えたいと思います。ご理解ください。わからんのですから。努力はお互いにやりま  
すけども、結果についてはこれ保障できないんですから、その時点で判断することはその時  
点で判断をさせてください。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね町長、それはねあなたは公人としてね、公人としてこの紀北町の大事な税金を使っ  
ている以上、そういう答弁は許されない。起こった、起こされてもあなたの責任なんだよ。  
そしてこの税金を使っている以上は、あなたはそういう答弁はできないん。町民に対してわ  
かりやすく、負けたときには負けた。勝ったときは勝ったときでこうだということを、あな  
たはそれに答える義務がある。あなた自分のお金じゃないんだよこれは。そこの考えを一般  
企業としての考え方持ってもうたら困る。そこのところをどう認識しますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

今も申し上げたように、将来の不確定なことについて想像のうえで、こうする、ああする  
ということは今は差し控えたいと、私は申し上げておるんですから、わかっていたきたい  
と思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

わしももう本当に笑うて話せんらんしさ、つらいところあるもう。もうね町長、そんなら  
町長もうちょっと話ずらすわ。それじゃ、あなたの弁護士の最初の演壇の答弁にもあったよ  
うに、弁護士に対してですね、やはりこの顧問弁護士という楠井先生がですね、今回もこの  
さきほどちょっと述べたけど、なぜ全員協議会、議員に対してもですよ、予算執行しなけれ  
ばならない議員に対しての説明もなぜ来られないのか。これは一般企業、大手企業でもす  
よ、皆役員会、取締役というたら必ず受けた弁護士は、役員会、取締役には必ずその説明は  
あってしかりと思いますが、あなたどう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

全員協議会でも説明をさせていただきましたけれども、弁護士としてはですね、まだ正式な訴状は届いていない時点で、議員や町民の方々に不確定なことは申し上げられないということでございます。

それから、今後始まるであります、その訴訟がですね、確定するまで説明は差し控え、勝訴に向けて全力を注ぎたいというのが弁護士の考え方でありまして、この裁判事件に専念させてください。議会に対するご説明は行政のほうでやってください。その行政はそれだけの情報は持っているわけなんですからということでもありますんで、そのように説明をさせていただいたわけでもあります。どうぞよろしく申し上げます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのですね町長、そのやっぱりこの楠井先生はですね、産廃訴訟からずっとやってきたけど、これ負けることになると、そんなら町民にもいろんなこと言いました、説明もあった。そしてこれは訴訟が起ってからではないでしょう。訴訟が起こる前にもう内容も皆わかっているでしょう。企業から出した訴状も見ているし、そして弁護士費用も受け取っておるでしょう。町も払っているでしょう。そっからもう責任が発生するんじゃないですか。

それに対しての予算措置に対する議員たちに、議員側から説明していただきたいということで、呼んでくださいと言うたら来んだのは意味が違うんじゃないですか。当然来て、予算措置、そんなら皆議員がわからずして町長提案だから、皆、手を挙げておるって理解したらいいんですか。そうやって皆とられますよ、町民は。そこはどう考えますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

もしですね、この私としては弁護士諸先生に最大の努力をしてもらいたい。いろんなことにあまり気を使わないで、例えばここへ来る時間についても寸暇を、非常に過密なスケジュールの中でもありますし、私どもの説明で、あるいは資料提供したそれ以外にですね、なお聞きたいことがあるのであれば私を通し、また担当課を通して聞いていただければ、その答えは持ってまいります。

ですから、そういう弁護士的心思、また弁護士が法律的な見解については非常に詳しいけれども、そのことは私はちょっと申し上げられませんが、弁護士には十分な働きをしていただきたいということを考えておるわけですから、わかっていただきたいとお願いします。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね町長、そのわかっていただきたい、ご理解もわかるけどさ、それは町長あなたそんな、あなたもね自分のことやと思うたら、本当に真剣に考えていただきたい。わかっておる。わかっておるならこれぐらいにしておくけど、またね。

それじゃ最後に時間もきたようなんで、その水道水源保護条例に対する総務省の見解、これはまだ聞いてない。聞いた、連絡。今日は答弁いただけないんですか。答弁いただけないの。私の調べた中では1年、大体1年だと、津なんかもあれ10市町村かな津は。副町長よく知っていると思うけど、それぐらいやったあれ、10市町村ね。がしてでも1年ですよ。1年の中にはきちっと条例を一本にしていますよ。それわかってますね町長、それに対して総務省は何だということなんです。あまりにもひどいじゃないかというのが総務省の見解です。

それは、やはり町長あなたがそれをやろうとしないからこうなるんです。裁判は裁判、条例はあなたが東篤布議員も言ったけど、あなたここの大統領制やったら、あなたが皆執行権持っているんですよ。またこの条例を執行するのはあなたしかない。だからそれに対しては次回9月議会には町長、しっかりできる答弁をいただいて、そして我々議員もこれ議員提案、紀伊長島区のほうはですよ、議員提案でできた条例だから考えなあかん議員も。あなた1人でえらいただたら議員も皆巻き込んで、同じ紀北町をこれからのために町民が不平等のないようにやっていくように努めていただきたいと思いますが、どう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほども答えましたようにですね、現在の条例が紀北町の両区にふさわしい条例になるよう、準備に取りかかっているところであります。準備をしないんじゃない、もうすでに取りかかっておりますんで、素晴らしい紀北町の水道水源保護条例をつくるように努力をいたします。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ今町長言われたように、取りかかっているということは、これはもうそないかからないわけですね。9月ぐらいに出てくるんですか。これかからないでしょう。

奥山始郎町長

もっとかかるでしょう。

11番 入江康仁議員

もっとかかるって、紀伊長島区の水道水源保護条例3日でできたんですよ。いやいや本当に3日でできたんですよ町長、あなたこれもう2年、3年になってくるんですよ。とりかかって町の優秀な頭脳を持った職員がかかれば、1ヵ月もかからんでしょう。基礎があるんだから、それは確約してください。ちょっとここできちんと、いつごろぐらいになると、とりかかっておるんじゃないかと、いつごろまでにやりますということは明確にここで答弁を求めて、私の質問、答弁は明確にもらえなかったら私もう一回やりますよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

いつまでにできるということは、現時点では申し上げられません。どうぞわかってください。それはまだとりかかったところですから、その前の条例は何日でやったか知りませんが、いい条例をつくるということであって、時間は早くできれば早くします。故意に時間を使うつもりはありません。どうぞよろしくお願いします。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

最後、ちょっと最後はにこやかにいきますんでね町長、町長の手腕で、これを早急に総務省の見解と合わせてやってください。これは我々議員も責任を負わないかん案件ですから、町長そこのところよろしくお願いします。ニコッと笑って終わります。

議長

これで入江康仁君の質問を終わります。

議長

ここで3時25分まで暫時休憩いたします。

(午後 3時 12分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 25分)

---

議長

次に、13番 島本昌幸君の発言を許します。

13番 島本昌幸議員

13番 島本昌幸、6月定例会の一般質問をさせていただきます。

児童生徒の携帯電話の現状について、お聞きしたいと思います。

内閣府が昨年3月に実施した調査では、小学生31%、中学生の58%、高校生は96%が携帯電話やPHSを使っているということです。

政府の教育再生懇談会では、子どもを有害情報から守るために、小中学生に携帯電話を持たせないとの提言を中間報告に盛り込んだ方針を決定し、強制力はないが、保護者をはじめ、社会に対するメッセージをするねらいがある。携帯電話の有害情報対策としては、小中学生に携帯電話を持たせないことを原則としたうえで、業界に①通話と居場所確認機能に限定した小中学生向け携帯の開発を求める。②閲覧制限の機能をするを法的に義務づけるとあります。

本町の小中学生の携帯電話機の所持率、学校での保管状況、授業中に問題点は起きてないか、今後携帯電話機の所持について、どのように考え指導していく予定か、教育長にお聞きしたいと思います。以上、再質問は自席で行わさせていただきます。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

島本議員の質問にお答えいたします。

ただいま質問の要旨は3点であったと思います。まず1点目に、当町の小中学生の携帯電話の所持率はどうなっているかということでございますが、6月に全校調査をいたしました。小学生が現在、町内 966名ございますが、そのうち持っていると答えたのが60名でございます。約 6.2%、それから中学生ではですね、町内 520名の4校の中学生中持っておる子どもは、202名でございます。38.85%でございます。

島本議員さんが全国平均をおっしゃっていただきましたが、小学生30%ですね、中学生が約58%と比べると、小学生が遥かに低くですね、中学生も大体全国平均の2分の1という所持率でございます。所持率については低いからいいということではないかと思うんですが、全国平均より遥かに低い状況がございます。

その状況でございますが、学校における、2点目ですね。授業中問題は起きていないかということでございますが、現在15校の小中学校町内では全校原則として携帯電話を所持禁止になっております。ただ遠距離通学の子どもの時間が遅くなると、それから特定のクラブでクラブの時間が長くなるクラブ、こういった児童については特に父兄と連絡をして所持を許可しております。

で、100%守られているかと申しますと、100%だと言い切る自信はございませんが、現在、大体は守られていると、そして授業中とこの問題について、先生たちが手を焼くという状況はありませんという報告でございました。今のところホッとしておるところでございます。ただ過去にですね、ここ近い過去でございますが、やはりある一時期この携帯が乱れた学校がございます。しかし、本年度においては4校の中学校特に聞き取りをさせていただいたんですが、現時点で今学年はですね、問題は起っていないということでございますので、少し安心をしておるところでございます。

また、今後のこの指導についてはというお尋ねでございますが、禁止すると、所持を禁止するというわけにはまいらないと思います。やはり情報活用能力を育成するということは、非常に重要な観点でございますので、当町におきましても正しい使い方の指導を発達段階に応じて、実施していただくよう各学校へ要請をしております。

また、近年インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、児童生徒がトラブル

に巻き込まれる事件も多発しております。また、インターネットの掲示板とか、携帯電話のメールによるいじめもございます。こういう問題もありますので、こうした状況を踏まえてですね、情報社会に的確な判断ができない児童生徒を守り、危ない目にあわせないように情報安全教育だけではなくてですね、子どもたち自身にもこの情報に対する力を付けるような、インターネット等の学習とあわせて情報教育のカリキュラムに即した指導を各学校をお願いしているところでございます。以上です。

## 議長

島本昌幸君。

## 13番 島本昌幸議員

ありがとうございました。携帯の所持率ですか、携帯率は全国平均からしますと、紀北町は半分ぐらい、下回っておるわけです。教育長おっしゃったように少ないからええというんじゃないんですけども、児童生徒本人はじめ、父兄の方々この携帯電話の本来の使用目的をよく認識されておるんだと思います。特に問題も起きてないということですし、私もちょっと心配しておったんですけど、その点安心いたしました。

なぜ、この時期にその携帯電話のことにについて質問したかと言いますと、やはり中国あたりの四川大地震ですか、もう学校が倒壊して、授業中に 8,000名からの児童生徒を亡くしてしまったと、そういう災害防止というのですか、携帯は使いようによってはこんな便利はものはないですから、今後起きるであろう 3 大地震なんかに対応して、やっぱり安否確認なんかの意味では携帯というのは、やっぱり不可欠なものですので、やはり正しい使用方法というのですか、正しく使用していただいて、これ国の文科省のこれ諮問機関だと思うんですけども、教育再生懇談会なんかでもやっぱり小中学生に携帯を持たせないという方向で進めているように思います。

ただし、当町、本町においてはまあまあ正しく使われているだろうと判断させていただきたいと思います。まあまあ矢口あたりになると、この相賀から自転車で登下校するって距離もありますしね、道中何事かあるかわかりませんから、そういうためにもやっぱり携帯所持するというものの必要だと思うのです。その辺を極力私携帯を持つことは反対ではないんです。有効に利用していただきたいと思うんです。ですから、ほんまに地震で通学中に山崩れして、行方不明になってしまった。親御さんはその心配でどうしようもない。連絡取るとしたら携帯でとると、ですからその携帯の必要性というのはやっぱりあると思いますので、やっぱりその取り上げられる、乱用悪用して最後は取り上げられるようなことがないように、やはり

その辺電話機の本来のやっぱり使用目的というのを、やはり児童生徒、保護者含めてよく認識していただいて、正しく使っていただきたいと思います。

教育長から、的確なご回答いただきましたので、その点だけお願いして、質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 議長

これで島本昌幸君の質問を終わります。

次に、3番 近澤チヅル君の発言を許します。

## 3番 近澤チヅル議員

こんにちは。6月議会最後の質問者になりました。一生懸命頑張ります。よろしく願いいたします。しばらくの間お願いいたします。

平成20年6月定例議会一般質問を行います。3番 近澤チヅル。

4月から動き出した生活習慣病対策や後期高齢者医療によって、医療制度の構造改革が本格的になりました。この医療構造改革に関する2点の問題について質問をいたします。

1980年から開始された第2次臨調行革は、国に社会保障制度の見直しを迫り、1983年厚生省当時は、今後の医療政策の視点と方向を出し、以後この医療政策の基調としました。この政策は医療費の増加の要因からのみ医療制度の問題点を整理し、医療費削減策に絞りで今後の医療政策を提示いたしました。医療費増の主な要因として疾病の変化、感染症から慢性疾患への転換と人口の高齢化を上げました。

そして、慢性疾患は悪しき生活習慣の積み上げの結果と断定し、疾病に対しても健康維持においてもその基本は自己責任としました。また効率的な医療体制をつくることを重視しました。それから21世紀、その流れの中で2006年、通常国会で自民公明が強行医療改革法、正式名称は健康保険法等の一部を改正する法律、これは単独法ではなく、複数の法案の総称で、その中の1つが後期高齢者医療制度で導入が決められました。

1つ目といたしまして、この後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

4月から実施を強行しましたが、今、日本列島を揺るがす怒りが沸き起こっております。町内でもこんな保険料とられたらもう生活できてかへん、こんなこと誰が決めたんかい、長生きは罪なんかいと、高齢者が怒り4月1日からは来庁者は35名、電話は50件という日が、紀北町でも続きました。職員はこんなことは初めてと驚き、また人事異動の異動日も重なって、対応に苦慮したと聞いております。75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金から天引きされ、払えない高齢者からは保険証を

取り上げる。健康診断から外来、入院、終末期まで、あらゆる段階で安上がりの差別医療を押し付けられる。こんなひどい制度はありません。

しかもときが経てば経つほど、国民の負担も、そして高齢者への差別の医療もどんどんひどくなっていく仕組みになっております。後期高齢者医療制度の導入と同時に、従来の老人保険法は廃止されました。老人保険法は第1条で、国民の老後における健康の保持を制度の目的と規定していましたが、今度の後期高齢者医療制度の根拠法である高齢者医療確保法、高齢者医療の確保に関する法律の第1条からは、老後における健康の保持という文言が削り取られ、代わって医療費の適正化が明記されております。

高齢者の健康を守る制度から医療費抑制のための制度へ改悪されました。このことはここにも現われております。現代版姥捨山とも言われる血も涙も、そして何よりも心のないこの制度、一部見直しで解決できるものではありません。憲法25条の生存権、憲法14条の法のものとの平等を踏みじめるもので、撤回するより解決の道はありません。

どうして75歳以上だけ国保や健保から追い出し、別枠の制度に追い込む必要があるのかという、国会での日本共産党の小池議員の追及に、政府は1つ目といたしまして、75歳以上の人は複数の病気にかかり治療が長期化する。2つ目といたしまして、認知症の人が多い。3、いずれ避けることのできない死を迎えるという、後期高齢者の心身の特性をあげ、それにふさわしい医療にすると説明しました。

要するに、やがて死ぬのだからお金をかけるのはもったいないと言うのです。1つ目といたしまして、医療という人間の命にかかわる問題で、医療費削減のために高齢者を年齢で差別する、こんな制度は許されませんが、町長の考えをお伺いいたします。保険料は天上知らずに値上げされます。厚生労働省老人医療保険課長、広域連合事務局長会議、これは2007年8月ですが、国保世帯が後期高齢者医療に移行した場合として、単身世帯なら国保保険料額を超えず、夫婦世帯でも年収が153万円以下であれば、夫に収入がどんなにあっても国保の料の額を超えない、3世帯同居世帯でも高齢者の年収の収入が200万円程度である場合、世帯収入が1,000万円前後までは国保料を超えないと決めスタートしました。紀北町でもそのとおりスタート時、高くなった人は、そんなにおりません。

ところが、この保険料2年ごとに見直され、75歳以上の人口が増えれば自動的に値上がりする制度になっております。そのうえに医療制度の進歩などで、1日1人当たりの医療給付費が増えればもっと値上がりする仕掛けになっております。また、さきほど言いましたように、差別医療が導入されましたが、拡大されることになります。包括払いの対象になる医

療をさらに拡大して、検査、投薬、手術を制限すること、また受診する医師を1人のかかりつけ医に限定し、複数の診療科を受診しにくくすることなど検討しております。

これらを計画しておりましたが、国民の怒りや医療関係者の反発があり、あまりにも大きかったので、2008年度の導入は一部に止まりました。一層の差別医療の拡大をねらっております、このような制度は存続すればするほど、保険料においても差別医療においても国民を苦しめますが、町長はこのことをどのようにお考えか、お伺いします。

3つ目といたしまして、世代間の負担の公平などと言って、あたかも現役世代の負担が軽くなるかのように言っております。しかし、最大の標的とされているのは現役世代、特に団塊の世代です。高齢化のピーク時である2025年は75歳以上の医療費を5兆円削減するという見通しを示しておりますが、団塊の世代が後期高齢者になる時期です。

将来だけではありません。現役世代の組合健保や政管健保からの後期高齢者支援金は、これまでの老人保健制度への拠出金より増額され、健康保険組合連合会では5,000億円の負担増になるとしております。国保も含めて現役世代の保険料の値上げの動きが起っており、現に三重県内でも国保はこの支援金が原因で上がったところも今年度あります。あらゆる世代に負担増と医療切り捨てが押し付けられますが、この点についても町長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

2番目といたしまして、地域医療についてお伺いいたします。

この1980年から始まったこの医療改革、それは地方自治体や国民の負担増、給付減でした。さらに強化するのが今度の制度でございます。ここに割合の表を上げさせてもらいます。国民負担と事業主の負担割合はこの20年間で10%、年間3兆円も減りました。患者負担の増、国保や老人医療の国庫負担の削減、そして大企業の正社員削減によるものです。国の負担の割合が20年間に5%も下がり続けているのは、先進国では日本だけです。そしてこのことは地域医療にも大きな打撃を与えております。医療費を抑制するために医師の数を少なくする医師数削減抑制政策で、日本は世界でも異常な医師不足の国になってしまいました。

医師不足が大きな問題になり、地域医療の崩壊が各地で進行しております。紀北町には公立の病院はありませんが、救急医療については尾鷲総合病院に依存している部分が多々あると思います。総合病院では医者不足のため、今年4月から紀北医師会の協力により、第1、第3月曜日、午前8時30分から午後5時15分まで、医師会会員の方が1人ずつ応援に入り、救急医療を続けていると聞いております。このまま医師不足が続けば、いざというときにどうなるのか、救急医療が受けられなくなるかも知れないと、町民の中に不安が広がっており

ます。紀北町の救急医療について町長の考えをお伺いいたします。

また、2つ目といたしまして、4月から生活習慣病対策が動き出しました。これまで福祉保健課で担当してきた健診保険制度が、対象者を生活習慣病の患者と予備軍に限定して、各医療保険者に移管されました。単に住民課に担当窓口の変化という単純な問題ではありません。憲法25条で定められた国や自治体の責任で実施する国民の生存保障制度の重要な柱とされてきた公衆衛生、予防や健康促進の活動は地域のすべての人々を対象することになっておりますが、この公衆衛生はこれまで以上に危機的な状況になってしまいました。

その結果、腎機能検査クリアチニン値が検査から消えてしまいました。腎臓病が多いこの紀北町にとって必要な検査であり、これ以上腎臓病の患者を出さないためにも、この検査を続ける方法がないのか、お伺いいたします。

また、がん検診は19年度から個人負担が500円から1,000円になった検診もあり、町民は合併しても何もいいことはない。悪くなるばかりと嘆いております。さらに乳がん、子宮がん検診は、今年から今までずっと1年に1回受けていたのが、2年に1回と変更されました。これで町民の健康が守れるのか、町長の考えをお伺いいたします。地方自治法第1条には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするとあります。国のこのような悪政から町民の命と健康を守るため、防波堤になるのが地方自治体の役目です。町長の前向きな答弁をお願いいたします。以上です。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

議員もご承知のように、この制度につきましては、後期高齢者ですね。国民医療費の増加や少子高齢化の急速な進行等によりまして、従来の保険制度の運営が極めて厳しい状況の中で、今後も国民皆保険を堅持、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとしていくため、平成18年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者を対象とする新たな後期高齢者医療制度が設けられたものであります。

この制度の概要につきまして説明させていただきますと、まず目的であります、国民皆保険を維持し、そのところで一応切ります。この制度の概要につきましてというところまでにいたします。ちょっと議員ね、質問と我々が組み立てた答えとはちょっとくい違うところが多々ありますので、ご承知おきいただきたいと思います。ちょっとわかりにくいところが

ありましたので、できるだけ誠実に答えたいと思います。

老人保健法の目的と高齢者の医療の確保に関する法律の目的が違うというお考えですね。高齢者の医療の確保に関する法律は高齢者の医療費を削減するためのものであるが、どう考えているかと、その辺ですね。という質問ですが、平成16年8月21日に公布されました健康保険法の一部を改正する法律によりまして、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に題名が改正をされましたが、議員からご指摘ありました法律の目的であります。高齢者の医療の確保に関する法律では、確かに医療費の適正化を推進するためという文言が入ってはおりますが、国民の高齢期における健康の保持と、適正な医療費の確保を図るために事業を実施して、国民健康の向上と高齢者の方の福祉の増進を図るといった目的は共通したものでございます。議員ご指摘のように、高齢者の医療費だけを削減するものではないと思っております。

次に、後期高齢者医療制度の保険料は、2年毎に見直される、75歳以上の人口が増加すれば自動的に保険料が上がることになるが、どう思っているかということの質問に對しまして、平成20年3月定例会の一般質問でもお答えさせていただきましたように、保険料は2年に一度見直しをするとされていますが、2年後の県下の医療給付等の状況は計りかねますので現時点におきましては、わからないというのが現状のところであります。

次に、2025年のことを言っておられましたか。この問題については、確かに2025年には団塊の世代が75歳の後期高齢者になりますし、若年層の負担についても医療費の動向によっては、議員ご指摘のようになるかも知れません。いずれにいたしましても、これまでの医療費の動向からして、医療費を抑制することは大変なことではありますが、今後も国民皆保険を維持するためにも、このような医療制度の改革がなされたものであると認識をいたしております。

次に、地域医療につきまして申し上げます。お答えいたします。

まず、1点目の紀北地域の救急医療体制についてのご質問であります。昨年3月、紀北医師会、尾鷲総合病院、尾鷲保健福祉事務所、市町の福祉保健課等の代表者12名の委員で組織する紀北地域保健医療検討会で、広くこの地域の医療体制等のあり方について検討がなされております。

その中において、救急医療体制については、比較的軽症な方を対象とする1次救急医療と重症者を対象とした2次救急医療の2つの体制が基本とされており、1次救急の場合は、かかりつけの医者、もしくは救急医療情報システムにより紹介された医療機関で受診してもら

い、2次救急については尾鷲総合病院の受診という区分により体制整備を図っていくこととされております。しかし、議員ご指摘のとおり、1次救急の場合に依然として、尾鷲総合病院の利用の減少が見られず、尾鷲総合病院の負担の増大を招いているのが現状であります。

そこで、本町といたしましては、2次救急医療機関である尾鷲総合病院が本来の役割を担うために、1次救急の場合には、かかりつけ医を受診することや救急医療情報センターの利用を高めていくよう町広報紙や行政放送はもちろん、あらゆる機会をとらえて周知徹底を行うことにより、尾鷲総合病院の負担軽減を図っていきたいと考えております。

次に、2点目の健康づくり対策についてであります。町民の健康を守るうえで、各種検診事業は、議員ご指摘のとおり、重要施策のひとつとして位置づけております。その観点から、受診者の個人負担についても極力増額せず、より多くの方々に受診してもらえよう努力してまいりましたが、昨年度より胃がん、子宮がん、乳がん検診のみ、500円から1,000円に増額させていただきました。しかし、他の検診につきましては据え置きいたしております。

また、検診の回数につきましては、子宮がん、乳がん検診は平成20年度から隔年受診を取り入れ、他の検診についてはこれまでどおり毎年1回受診していただくこととなっております。子宮がん、乳がんにつきましては、厚生労働省のがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針によると、初期段階は比較的進行が遅く、大きくなるには2年から3年かかるといわれていることから隔年受診とさせていただきました。検診車の配車にも限度があり、受診希望者が全員受診できていない現状もあって、一度も受診していない人を対象に受診を進めていきたいと考えております。

また、ご指摘の腎機能検査、血清クレアチニンの廃止につきましては、厚生労働省の標準的な健診・保健指導のあり方に関する検討会により、腎機能障害を早期に把握するためには、血清クレアチニン検査よりも、尿蛋白検査が有効ではないか。尿蛋白検査を必須項目とした場合、必ずしも血清クレアチニン検査を実施する必要はないのではないかとの理由で、基本的な検査項目に入っていないため、本町においても国民健康保険中央会策定の特定健康診査等にかかる業務の手引きに従って、血清クレアチニン検査は実施しないこととしたものであります。本町には透析を受けている方が多く、その大部分の方は、糖尿病が原因で腎機能が低下し、透析が必要になっていることから、まずは糖尿病を予防することが第一と考えます。

これから始まる特定健診の結果、要注意となった方に対して特定保健指導を実施することになりますが、疾病予防または重症化の予防に力を注いでいきたいと考えておりますので、

どうぞご理解をお願いいたします。以上でございます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

それでは、2点目の地域医療のほうからまず再質問させていただきます。

救急医療につきましてですね、第1次は地元の医者とか医院で、そして第2次に総合病院を使うよう指導していきたいということですね。これからするということですよ。私自身もそのことは自覚というのか、まだそんなに総合病院へ救急車で行ったのは一回だけ経験があるんですけども、もう5、6年前だと思えますけれども、まずはかかりつけというのは、当然と言えば当然なんですけども、夜中とかそのお医者さんの、急に悪くなったとか、やはり不安になり救急車を使って総合病院に行くことになると思うんですけども、これからいろんなところで周知徹底、総合病院にあまり行く回数を減らされることを当面の救急対策と考えておるということで、理解してよろしいでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今申し上げたとおり、検討会でですね、そのように1次救急、2次救急に一応仕分けしたということでございます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

是非、徹底をお願いして、総合病院の救急医療が続けられるように努力して、行政もですね、していきたいと思えますけども、先日もテレビで医者不足、昨日の夜でもNHKでもやっておりましたけども、もう勤務医の方がですね、くたくたで、ある病院、もういつまで続くかわからんと言っておりました。それは総合病院でも同じだと思えますね。医者の数が減ってきて、そのことに対して紀北町として何かその審議会の中とか提案、積極的に医者探しとか、そういうものについてやっていくような方針は持っておりませんか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

医者不足は社会問題化しております、医療関係の会議の中で、それを言うているのかどうか、担当課長に答えさせます。

議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

ただいまのご質問にお答えしたいんですけども、なかなかですね尾鷲病院のことということです、尾鷲市の関係になりますので、そこらしについてはですね、これからですね、理事者のほうと検討してできるものかどうか、そこらし今ちょっとご相談をかけたいと思います。

3番 近澤チヅル議員

すみません。もう一度、マイクの近くで、はいちょっと聞き取りにくかったもので、すみません。

五味啓福祉保健課長

医者不足につきましてですね、尾鷲病院のことになりますとですね、尾鷲市の関係になるということですね、こちらからどうのこうのというような立場ではございません。ですけども、そこらしですね、理事者とできることを今後お話したいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

もしですね、総合病院のほうから紀北町にももっと協力して、この救急体制を守るために、話し合いをしてほしいというような、もし今まで申し込みはありませんでしたか。もしこれからあったとしたら、話に乗ってお互いに協力してやっていける方向を持っておられますかどうか、お伺いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

救急医療についてはですね、紀北町としては負担金を払ってます。ですから、救急医療はその我々が負担しているその予算の中でですね、対応していただきたいし、議員が尾鷲病院の病院経営について、我々がどうのこうのは言ってないんですけど。それじゃそれまでにいたします。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

今の1点、もしですね、尾鷲のほうからですね、紀北町に協力の話があれば、話に参加する意思があるのかどうか、はい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その課題は非常に重要な課題であって、それは軽々に答えられないし、救急医療についてのご質問はさきほどのことであります。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

その方向で私は満足しておりませんが、次に進んでいきます。

がん検診につきましてはですね、その2年になったのは、2年か3年にしてもそのがんが大きくなるから大丈夫だろうという厚生労働省の国の指導とおりのお答えだったと思うんですけども、早期発見、早期治療というので乳がん検診にしましても、子宮がん検診にとりましても女性にとってはですね命にかかわる問題で、だろうということで片づけられたら、本当に困る答弁でした。

そして、これは今月の6月の「広報きほく」なんですけれども、婦人科がん検診を受けましょうと1ページの、町長見てください。6月号です。この中でですね、最後のところで子宮がん検診を毎年受けることによって、婦人科のがんによる死亡を優位に減らすことが可能ですって、はっきり書いてあるんですね。町の広報に1年に一遍受けて、命を守りなさいって書いてですね、このがん検診では2年に一遍になりましたというのは、これはどういうことなのか、説明をお願いいたします。本当に守る、がんが大きくなったときにどう責任取っていくんでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

確かに、議員がご指摘されましたことが2つの隔年検診というのと、1年ごとにといい

とが書かれていますけれどもですね、今述べましたとおり、個々の健康維持増進を図るという観点と、集団的な予防という2つの観点に、2つの立場でいうとる集団と、個々の個人という立場で言われているものであってですね、矛盾はしていないということを考えて、そのように理解をいたしております。一方ではですね1年、一方では隔年ということは、そのような意味であります。

**議長**

近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

矛盾はしてないっていうお答えでしたけども、町民はですね、この情報と、この乳がん検診のこの情報しかないんですね。本当に不安なんです。じゃ広報には1年に一遍で命が助かりますよと書きましたけれども、2年でも大丈夫なんです。よって、そういうまた広報を載せるんでしょうか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

今も言いましたように、集団の大きな括りの場合では厚生労働省の考え方を伝えておりますし、広報としては個人的にはですね、1年の検診をしたほうがより精度が高くなるという意味でございます。

**議長**

近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

それでは1年に一遍が望ましいけれども、町のがん検診は2年に一遍やって、あとは1回は自費でやって、健康を守ってくださいっていうことなんですね。それでよろしいんですか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

検診車の配車の関係から考えてですね、受診可能な人数にも数限りがあるという中で、一度も受診していない人の受診に力を注ぎ、受診者の底辺を広げるべきであるとの判断から、隔年受診に踏み切ったものであります。

**議長**

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

受診者が少ないという行政の説明はわかったんですけども、初めての方はもちろんですけどもね、毎年受けている人は多いんですよ。その方は突然ですね、2年に一遍になって不安がっているところへまたこれが来て、余計こんがらがっているんですね。本当に特に女性なんですね、乳がん検診、子宮がん検診、毎年受けたいんです。そして住民のこの自治体のがん検診を頼りにしておったんですけども、1年前までは1,000円で2つ受けられたんですけども、ただでさえ1,000円で1回しか受けられんようになっていて、本当に町としてですね、この住民の女性の命を守っていくこの検診ですね、早期予防、早期発見、早期予防、このままで続けて守っていくことができると町長は確信しておられるんでしょうか、お答えをお願いいたします。

#### 議長

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

これはですね、行政としての限界ということもわかっていただきたいし、個個人においては行政もお手伝いはするけども、自分の健康は自分で守るという基本的な考え方も徹底してもらいたいと、そう考えています。

#### 議長

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

さきほどの医療改革の中で、私も言いましたけど、国の方針がやっぱりその行政のですね、やっていることを少なくして、個人の責任ということを基調にした路線で、紀北町はその国の厚生労働省の健康に対することを確実に守ってやっておられる、それに対してですね、もっと町独自のですね毎年受けられるようにするとか、そのように努力することはできないでしょうか。それがやっぱり私住民の命と健康を守ることになると思うんですけども。

#### 議長

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

これ国民の健康を守っていくという観点で、厚労省においてはですね、このようなデータのうえで、基本的なラインを示しておられますんで、それさえやれないというのじゃなしに、

それはやりますけれども、それ以上町の独自のですね施策としては、目下のところ考えておりませんが、そういう状況、町民が非常に変化に陥った事態については、それは検討することであると思います。

議長

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

混乱しておるということは認識して検討するということですね、それ今のお答えは。ですね。発生すれば。発生してきたときはもう遅いんじゃないかと思いますが、町長の考えは今のところそこまでしか持っていないということですね。はいわかりました。

そして、クレアチニンの検査についてはですね、糖尿病の方の検診が今基本になってきているわけですが、糖尿病から腎臓透析とか、そういうのに変わるのが多いんですけども、お医者さんの一般的な見解というのは、厚生省はそう言っておられるかも知れませんが、尿検査では不安だ。やっぱりこのクレアチニンの血液検査をするほうが、もっと検診の意義を高く認識することができるし、この血液検査のクレアチニンするのは保険の点数で11点、110しか、100%となっても110円しかかからへんて言っているんですけども、このことについても最後に聞きます。検討していく意思があるのか、このままでいくのかお答えください。

議長

奥山町長。

### 奥山始郎町長

さきほど申し上げたとおり、クレアチニンでやるよりも検査するよりも、糖尿の蛋白ですね、尿蛋白を検査したほうがより適正であるという判断のもとですんで、変わりはありません。

議長

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

変わりはないということですので、医師会なんかのお医者さんともお話になることがありますので、是非どちらの検査をすることが腎臓患者をですね、少なくすることができるのか、今の方針に変わりはなくとも、一度その機会がありました、是非お話をさせていただきたいと思います。

先日もおばあさんの方がおりまして、家のお父さん85やけども透析するようになってったと言っていました。85歳から透析するようになると、80歳以上のおばあさんが毎日ついていてですね大変なことなんです。だから私は糖尿病の見つけることも大切ですけれども、クレアチニンの検査は必要だということ申しまして、次のあれにいきたいと思います。もう85歳で大変と言うてました。89歳の人もしておると言いました。それぐらい大変なことなんです。

続きまして、後期高齢者医療制度についてお伺いたします。

今、日本中で大変怒りの渦が起ってしまっていてですね、連日テレビでも報道され、また紀北町でもいろんな問い合わせがあったと思いますけれども、このような皆さんの反応というのですか、怒りについて町長はどのようにお考えになっておりますか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

前者議員にも申し上げたんですけれども、決局、老人保健から変化してきて後期高齢者になった。そういうわけですね、結局は町民の、多くの町民があれですね、世帯主が扶養家族の分まで払っていた分を、今度は個人がそれぞれ1人、自分のものを払うということで、払うことになった方々はそれはいけないじゃないかと、今までの制度でやってくださいよというのが実態でしょう。それでそれを今度は政府がその意見を受けてですね、世帯主の口座から払うこともできるようにするとか、いろいろ今対策を講じてますね。

ですから、私は当分の間ですね、何年も準備期間をつくって後期高齢者医療制度に移ったんですから、その推移を見てですね、どうしても納得いかない国民の声があれば、また国のほうで検討していただき、また県の広域連合の議会もありますんで、そこで議論したらいいと思います。

**議長**

近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

問題は、あるさかこの騒ぎになっておる思うんですね。これからあったらいろんな検討していきたいというお答えでしたが、今起っておるんですよ、問題があるから。いい制度だったらこんな騒ぎにはならないと思うんですけれども、問題は保険料のことにしましてはこれから私は今10%が保険料の高齢者の負担になっておりますけど、これはもう厚生労働省も

ですね、3月議会の時点では正式な発表ではなかったんですけど、これはもう厚生労働省も出しております。地元の新聞にも全国版にも出ております。今は10%ですけど、2015年には11%、そして13.2%、15%とその比率が高くなっていくということは、もう厚生労働省も認めております。このことについても保険料こうやって上がっていくということをお認めになりませんか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの答弁ですね、2年後の県下の医療給付等の状況は計りかねると私は申し上げておる。議員は非常に中央部に近いルートがあるから、そういう情報は入ってくるんでしょうけれども、今のところはそこんところまでは理解をしていないというのが現状でございます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

理解していただきたいと思います。私はこれ中央で得たあれではなくて、地方新聞、伊勢新聞さんにも載っておったんですよ。是非、それは広域連合へ行っているのは紀北町代表して町長だけなんです。町民は町長だけが頼りなんです。そのようなことも是非認識して、もう時間ないごめんなさい。あと5分ですね。

ごめんなさい。そしたら医療のそのことについてお伺いいたします。

後期高齢者退院調整可算というのが今度できました。これについて説明お願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

退院される、だから入院している75歳以上の方について、退院させると、退院調整可算ですね、それについてご質問があってお答えいたします。

ずっと流れがあるもんですから、ちょっと待ってくださいよ。どこで切れればいいのかということなんですよ、問題は。ここだけということはね。ずっとこうやって流れ、流れなんですよ。わかっておるでしょう。あなたこれも全体をまとめてあるもんですから、待ってください。ちょっと申し上げます。

後期高齢者退院調整加算についてであります。入院されている高齢者で治る見込みがないので家へ帰りたいなどの相談を医者が受けた場合に、退院後の生活を見越した支援計画を立ててですね、退院したときに医療機関に報酬として1,000円支払われるというものであります。個人の負担金としては、その負担割合、1割負担の方であったら100円払うということになります。これもあくまでも相談を受けて行えるという行為であるということになります。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

早く退院していくような計画を出したら、病院はその計画をしたら1,000円入るといふことなんですけれども、それは74歳の人が入院したときにもそういう制度はあるんでしょうか。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。今度です。後期高齢者医療制度におきまして、新たに設けられたものでございます。以上です。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

これはですね、同じ入院しておる人がおっても、74歳の人がそういうことになっても、そういう計画はないんですね。75歳になるとこの退院の計画を立てると病院が1,000円は入るといふことなんです。後期高齢者終末相談支援料も同じことなんです。74歳まででしたら、後期高齢者の終末相談の計画書を立てても、病院に1,000円とかその報酬はないんです。75歳以上の人たちだけに病院がこの計画を立てたら退院とか、終末医療のことについてお金が入る、高齢者差別そのものだと思いますが、75歳以上の人を、町長はどう思いますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

以前に老人健康保健というのがありましてですね、今ことさらに後期高齢者医療で75歳を区切ったわけではないと私は受け止めております。

だから、それを差別と受け取るのか、その1つの一連の保険の高齢者保険の流れとして受け取って、私は受け取っております。

議長

近澤議員、時間ですのでまとめをお願いします。

3番 近澤チヅル議員

74歳以下の人にはないんですよ。私は差別だと思います。そして今度、医療費を削減するために、今度の制度がつくられてですね、この構造改革でですね2015年には3兆円医療費を削減すると言っておりますが、後期高齢者の人が3分の2の2兆円を削減するんです。そして2025年にはこの8兆円のうちの5兆円の部分を75歳以上の人から削減するわけですが、これは厚生労働省が出している資料ですので、間違いありません。

全体で削減していく中で、75歳以上の人たちからこんなにとるということは、私絶対差別だと思うんですけども、町長どう思いますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

受益者負担という概念、基本的な考え方があると思います。国も自治体もですね。ですから、それを取り立ててですね、75歳以上を論議するよりも、一般的な保険の常識として受け止めております。

議長

近澤議員、もう時間です。

3番 近澤チヅル議員

最後に言います。このようなですね、私は差別の高齢者を差別している様子は廃止しかないということを最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ごめんなさい。

議長

これで近澤チヅル君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問はすべて終わりました。

---

議長

それでは本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

(午後 4時 32分)

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20 年 9 月 10 日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 中本 衛

紀北町議会議員 中津畑 正量